

【委員会記録】

岸本委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。(10時33分)

本日の議題は、付託議案の審査及び来る12月14日の閉会日に追加提出される予定の補正予算に係る議案の説明聴取であります。

それでは、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、追加提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けるといたします。

【追加提出予定議案】(資料①)

- 議案第40号 平成23年度徳島県一般会計補正予算(第4号)

【報告事項】

- 教育委員会の自己点検による平成23年度事業の見直し状況について(資料②)
- 県立みなと高等学園について

福家教育長

教育委員会から追加提出を予定いたしております議案等について、御説明申し上げます。

御審議いただきます案件は、平成23年度一般会計11月補正予算案についてでございます。

今回の補正予算編成は、先般成立いたしました国の補正予算に呼応するとともに、県独自の施策も盛り込み、県民生活や県内経済を守るための補正予算を計上するものであり、教育委員会では、安全・安心の推進の観点から安全・安心な学校環境の改善に関する事業費を計上しております。

それでは、お手元の文教厚生委員会説明資料(その2)の1ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算の総括表でございます。

教育委員会の一般会計補正予算額といたしましては、表の最下段の計欄に記載のとおり、6,000万円の増額をお願いいたしております。

この結果、補正後の平成23年度一般会計予算総額は、815億3,930万3,000円となっております。なお、補正額の財源内訳につきましては、表に括弧書きで記載いたしておりますとおりでございます。

3ページをごらんください。

課別の主要事項でございますが、施設整備課の事項につきまして順次御説明申し上げます。

高等学校における学校建設費の①高校施設整備事業費において、ア、学校環境緊急改善事業では、高校施設における各種修繕工事を緊急に実施するための経費として5,000万円を計上するとともに、特別支援学校における学校建設費の①特別支援学校施設整備事業費において、ア、学校環境緊急改善事業では特別支援学校施設における各種修繕工事を緊急に実施するための経費として1,000万円を計上しております。

以上が、今回提出を予定しております案件でございます。

続きまして、2点御報告をさせていただきます。

1点目は、教育委員会の自己点検による平成23年度事業の見直し状況についてでございます。

お手元の資料1をごらんください。

教育委員会が所管する事業のうち政策的なすべての現行事業について、予算編成に入る前段階として自己点検を行い、来年度における各事業の方向性を検討いたしました。

その結果、政策的事業である166事業のうち127事業、率にして76.5%について、改善見直しを図ることとしております。

2ページをお開きください。

各部局ごとの自己点検に基づく見直しの方向性の一覧でございます。

3ページをごらんください。

教育委員会における自己点検の状況で主なものを取りまとめております。

廃止事業は当該年度限りで事業を廃止するものでございますが、教育委員会においては、今年度該当がありませんでした。

終了事業は、当該年度限りで事業が完了するものでございます。

吉野川高校施設・設備整備事業については、平成24年度の吉野川高校開校に向けて新たに食ビジネス科の実習棟などを整備するものであり、今年度で完了となります。

再構築事業は事業を終了し、新規事業に組みかえるもの、また事業を他の継続事業に統合するものでございます。

中学校武道・ダンス必修化に向けた地域連携指導実践事業については、平成24年度からの中学校武道・ダンス必修化に向けて、実技指導者講習会など事業内容を見直し、新規事業として要望するものです。

休止事業は、今後事業を再開する可能性はあるが、対象が存在しない、周期的な事業であるなどの理由により、当面事業を実施しないものでございます。

第58回四国地区人権教育研究大会補助金については、四国4県、順次開催により平成23年度に同研究大会を実施したものでございます。

4ページをお開きください。

拡充事業は、事業の内容や規模を充実、強化するものでございます。

スクールカウンセラー活用事業については、不登校、いじめなどの未然防止や早期発見などに的確に対応するための体制を充実、強化するものであり、放課後子ども教室推進事業については、児童が安心して安全に過ごせるよう、安全管理に関する研修をより一層充実するものであります。

縮減事業は、事業の内容や規模を縮小するものです。

新しい学校づくり推進事業については、高校再編を控え、パートナーとなる学校間での連携事業を実施してまいりましたが、平成24年度に鳴門渦潮高校などが開校することに伴い事業規模を縮小するものでございます。

平成24年度当初予算につきましては、委員会での御論議を通して議会の御意見をいただくとともに、これから本格化する予算編成作業において、自己点検結果を活用しながら編成作業を進めてまいりたいと考え

ております。

2点目は、県立みなと高等学園についてであります。

平成24年4月の開校に向けて整備を進めておりましたみなと高等学園につきましては、去る11月30日に校舎棟と体育館が完成したところであります。

このみなと高等学園では、商業ビジネス科、情報デザイン科、生産サービス科、流通システム科の4学科を設置し、1学科8名、1学年32名の定員により、発達障害のある生徒の社会的・職業的自立に向けた教育活動に取り組んでまいります。

全国に類を見ない特別支援学校ということでもあり、この校舎完成を機に入学を希望されている生徒やその保護者を対象とした学校見学会を、来年1月14日の土曜日と1月22日の日曜日の2回開催いたします。

新しい学校での教育環境をじかに感じ取っていただければと考えております。

県教育委員会といたしましては、来春初めて迎える生徒が、生きる力をはぐくみ、その可能性を最大限に広げ、3年後には自立に向け旅立つ場所として、みなとの名にふさわしい学校づくりが展開できますよう、鋭意準備を進めてまいります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

岸本委員長

以上で、説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

西沢委員

ちょっと気がついたことなんですけども、資料1の3ページ、再構築事業ですね。人権教育課の「心にひびくとおきのエピソード」事業85万円、これはどんなことをやっているんですか。

牧人権教育課長

「心にひびくとおきのエピソード」事業について説明させていただきます。

これは子供たち、あるいは成人の方々の社会における日ごろの生活、あるいは学校生活の中で、人権についてであるとか、例えば学校で子供たちがこういう友達とこういうことがあったなど、いろんな人権にまつわる体験を400字程度の文章、あるいはそれをあらわす絵、あるいは写真等を使いまして、作品として仕上げたものを募集しております。

作品の数ですが、昨年度につきましては2,600件余り、本年度につきましては3,000件を超えております。幼稚園、保育所の小さな子供に始まりまして、大人の方まで応募いただいて、お互いが人権を大切にするような心を学校の教育の中、あるいは社会の啓発に利用させていただくようにしております。つきましては、その作品を募集し、審査して、知事賞、教育長賞等を授与しております。また、それをパネル化しまして、いろんなところでの啓発に活用させていただいております。以上です。

西沢委員

そうですね、そういうのを募集して、それをいかに生かすかが非常に大切なと思うんです。

きのう私、帰りの車がなかったので車で帰ったんです。汽車に乗ると宣伝のポスターが張ってあるんです。何個かあきがあったんですよ。もう一つは、汽車に乗ると帰りの汽車なので5時何ぼだったかな、ほとんどの人がもうしんだそうにうなだれておるんです。携帯とかゲームを何人かやってたり、わずかに数人の女の子が、高校生かな、キヤーキヤー言っていましたけどもそれぐらいで、非常に疲れた暗い雰囲気でした。世の中こんなではいかなんかと思って、そういうときに笑顔が持てるようなそういう世の中になってほしいなと思いながら、何かできんかなとずっと考えてたんです。さっき言ったみたいに、ポスターを掲示するところがあいたんです。あいてるものをただで利用できるかなとこう思ったわけですよ。世の中を明るくするような何かそこに絵とか、文章とか、何かを掲げていくようなことができれば、ちょっとでも皆さん笑顔になるかなと、そう思いながら帰ったんです。

だから、「心にひびくっておきのエピソード」事業、絵なり文章なりいろんなことがあると今言われましたけども、そんなのを掲げて、みんなに見ていただいたら、ちょっとでも笑顔になるのかなと思うんです。これは人権の事業だけでなく、いろんな事業の中から、そんなものをJRにでも、またそのほかにも、JRだけじゃないですよ、世の中にもっともっと広めていく、そしてみんなが笑顔になっていくということを目指していくべきじゃないのかな。これはもっと広く言えば、教育問題だけではない、県全体のいろんな部署が絡んでくるかもわかりませんが、教育委員会が中心になって、そのようなことを他の部署にも働きかけて、もっと世の中がよくなるような、元気になるようなことをやっていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

牧人権教育課長

ありがとうございます。

先ほど申しましたように、とっておきのエピソードの作品につきましては、いろんな人権の事業等に、例えば先日でありますと人権のフェスティバル等におきましても、ホールで展示させていただきました。多くの方々に好評いただいております。また、いろんな人権教育の指定の学校の発表等につきましても活用していただいたり、あるいは県中央部、南部、西部の量販店におきましても、定期的にといたしますか日をいただきまして、各一般の方々に見ていただくような機会を設けておりますが、委員からいただきましたようなところ、今後もっとそういったことを活用できるような方向性を見つけてまいりたいと思っております。

西沢委員

今ちょっと気がついたんですけども、携帯の待ち受け画面などにも定期的にそんなんを発信して、いろいろ変えていって、見ていただいたら非常によくなくなるのかな、もっと広くすぐわかるのかなと。いろいろなことがあるので、1つのことじゃなくていろんなことを考えて広めてほしい。今のことだけじゃなくて、そういう世の中が明るくなるような、みんなが笑顔になるような話、絵、いろんなものをいろんな形でどんどん広めていってほしい。教育長、最後に。

福家教育長

ただいまは西沢委員さんのほうから、心にひびくとおきのエピソードにつきまして、私も毎年のように優秀な作品については掲示させていただいたり、表彰式等で読ませていただいたりしておりますけれども、非常に心温まるすばらしい内容がたくさんあります。

このエピソード集につきましては、子供たちだけでなく御家族の方も一緒になって制作していただいているという内容のものでございますので、これまでも広く、量販店でありますとか、あるいは県庁のロビーでありますとか、一部マスコミのほうにも定期的に提供させていただくという話を以前にはさせていただいたことがあったんですけども、ただいまいろいろ御指導いただきましたJRの中なども含めて、これは非常に可能性が広がるなと思いますので、そうしたことが可能かどうかも含めてアプローチしてみたいなというふうに思っております。

今後とも御指導いただければと思います。ありがとうございました。

西沢委員

これはマスコミの方もそうです。新聞でも記事全体を見ると、残念ながら暗い記事というか本当に残念な記事が非常に多いので、コーナーを設けて、どんどんどんどん逆に明るいものの比率を高めてほしいな。暗い記事じゃなくて、おもしろくない記事じゃなくて、心躍るような記事をどんどんどんどんパーセントを広げてほしいなというふうに思います。

それからもう一つだけ、4ページの一番最後、新しい学校づくり推進事業、縮減事業、これはやめるんですかね。学校間連携事業、たしかこれは私が言い始めです。海部郡日和佐高校と水産高校、海南高校と穴喰商業、そのとき全国で一番最初に。

文教の教育委員会の県外視察で伊奈高校を見に行ったとき、何千人のマンモス校が6つくらいの教育の学校に分かれとって、ピアノを教えるだけでも1人の生徒を1人の先生が教えるとか、非常にすごいことをやっていました。伊奈高校、こんなばかどかい学校が本当に物すごく緻密に教えている。こんなことをやられたら田舎なんてたまったものではないということで、少しでも抵抗する意味で学校間連携できないですかということで当時、県教委に相談しまして、全国で多分初めてかな、そういうことをやらせていただいた。私が言い出しっぺの中で、その半年後ぐらいに全国大会でその話が出たらしいんですけども、一番最初に全県下の中で学校間連携を海部郡でやらせていただいたという思いがあります。

今、これを見ると、もうやめるんですか。それともどうするんですか。縮減事業の中だからやめるということではないですけども、学校間連携事業の実施対象校がないためとありますが、ないためということはやめるということですかね、今回は。今までの過程、海部郡の4校のこと以外で、学校間連携はどういうふうなことになっていきましたか。

中村教育改革課長

ただいまの御質問の学校間連携事業でございますけれども、今年度につきましては、美馬市とつるぎ町地域の貞光工業高校と美馬商業高校、こちらの再編に向けての学校間の交流、また連携に取り組むということで事業をやっております。それとあともう一つ、来年度開校いたします鳴門渦潮高校の関係で、鳴門工業

高校と鳴門第一高校が連携をやっております。

それぞれ1校当たり今50万円の予算でして、県立が3校ですので、この200万の内訳としましたら150万が予算化されております。あと残りの50万につきましては、再編計画等を進めるための我々の事務費というような形で予算計上させていただいております。

今回、縮小といいますのは、3カ年事業ということでそれぞれ取り組んでいただいております。先ほど申し上げた高校につきましては3カ年で、鳴門渦潮については開校しますので終わるんですが、つるぎ、それから美馬につきましても、この3カ年が終了しますので、それで縮小ということになります。

ただ、今後高校再編につきましては、阿南地域ですとか、三好市、それから東みよし町地域ということで、再編計画をこれからつくり上げていきますので、また計画自体ができた以降、新たに新しい学校づくりをすることが必要となりますので、その中で学校間連携事業をまた改めて、今の計画では、また3カ年でやっていただくような考えではあります。

内容的には、今年度の取り組みの中で例えば、美馬市とつるぎ町地域の取り組みとしましては、学習活動での連携ということで、合同実践の研究交流会を実施いたしまして、貞光工業高校と美馬商業高校の生徒が一堂に会しまして、新しい学科の研究発表会ですとか、相互の交流を図っているところでございます。鳴門市地域のほうにおきましては、ことしは秋に鳴門文化会館のほうで両校の交流会というのをやりまして、柔道家の山下泰裕さん、こういった方をお呼びしまして講演会を開催しております。その中で、来年開校いたします新しい学校の校歌を披露するとか、そういった取り組みをしているところでございます。

西沢委員

最初から海部郡で2カ所、4校やらせていただきましたが、それからどこどこというのではなくて何カ所ずつ、ずっと続いていたのですか。どうなってたのかなというのがちょっと気がかりだったので。箇所というのはどのくらいあったのかな。

中村教育改革課長

ただいま申し上げた地域以外に、あと1つ来年度同じく開校いたします吉野川高校、こちらの鴨島商業高校と阿波農業高校の間で連携事業を行っております。

西沢委員

ちょっと趣旨が違うんですね。先ほども言いましたように、マンモス校に対抗するためには小規模校はどう対応したらよいのかという中で、学校の統合、廃合を目的としたというやり方もあるでしょうけれども、もっと積極的に、小さい学校がより多くのことを学んでいくということに対して、連携して行って、あっちでもこっちでもいろんな本当に吸収しなければならないことを学校間連携の中でやっていくということ、私は本当を言えば、そちらのほうをやってほしかったんですね。マンモス校に対抗する、マンモス校っていうのは本当にいろんなことをやっている、さっきも言いましたが緻密なことをいっぱいやってる、細かいことまで。大きいのかかわらず。それに対抗して小さな田舎の学校がじゃあ何ができるのか、そんなことできるはずがないやないかという中で、それをちょっとでも助けるために、学校同士が連携してより多く勉強していこう、体制をとつ

ていこう、そんなことができたらいいなという中で発案して、やらせてもらった経緯があります。

海部郡の4校を2校にするという私のもくろみがあったのも事実です。残念ながらそうはなりませんでしたが、日和佐高校と水産、海南と穴喰を一緒にしたほうがいいのか、学校再編のことが出てましたので、そういうことができたらいいかなという思いの中でやったのは事実ですけども、本当の思いは、やはり小さい学校がより多くを勉強できる体制というのはどんなことかなということをお願いした経緯もあります。

今のを聞くと、残念ながら統廃合の中だけでしか考えていないような気がしましたがそれでもそうでなくて、もっと積極的に学校間連携の中で活用して打って出るということが必要なのではないかなと思うんです。いかがですかね。

福家教育長

高校の特に小規模な学校同士が連携しながら、より充実した高校生活を送れるように配慮すべきではないかというふうな御指示でございました。

確かに教育改革課のほうでは高校再編というのを担当している関係で、再編校に限定をした連携事業というのを実施しておりますけれども、もっと広く教育委員会としましては、高校のいわゆるオンリーワンハイスクール、特色ある学校づくりというようなことで進めておまして、学校同士が連携して、いろんな取り組みをすることに対しても、必要な経費を計上しようというようなことで、その中に学校間連携事業というのを1つのメニューとして入れまして取り組んでいただいております。具体的な例としては、例えば科学技術高校が城西高校と連携して、例えば農業、野菜工場みたいな格好でプロジェクトを立ち上げて、ともにそれを実現していくというふうなプロジェクトを提案してきました、たしかオンリーワンハイスクールの連携事業の中で、それが認められているのではないかと思います。

あとそのほか、今、非常に小規模化しておりますので、農業高校同士でいろんな連携をしながら、1つには例えば、農機具なんか非常に高価でなかなか借りにくいといった場合にお互いに貸し借りをするとか、あるいは技術のやりとりをするといったようなことで連携を深めるような考え方というのも今現在は定着してきてまして、県全体が1つの、あたかも学校のそれぞれ離れたキャンパスのような位置づけというのを模索しながら、活性化に努めていこうというふうな動きも県全体では進んでおります。

そういった傾向というのは、商業高校についてもほとんどよく似たような考え方を活性化プランの中に盛り込んでおります。普通科の連携というのは、そういった意味ではまだちょっと形ができていないんですけれども、いろんな形でこれから、先生に御指導いただいたような連携事業というのは拡充していくものというふうに考えております。

西沢委員

そういう思いの中で200万というのはちょっと少な過ぎます。もっともっと大きくしていただきたい。

それともう一つは、小学校、中学校も今、大変な状態になってきてます。1つの学校だけで悪戦苦闘しているところが多いんじゃないかな。そういうのは、もうちょっといろんな大きな意味で学校同士が助け合うという、学校間連携以上に助け合っていくというようなことを目指していったら、小さくても大勢の友達ができるし、今は部活でやってることがありますけれども、もっともっと広くいろんなことで連携をやっていけばいいのかなと

いうふうに思います。

最後にちょっとそこまで含めて。

福家教育長

特に小規模化に対抗するために、やっぱり教育というのは切磋琢磨という言葉がございませうように、多くの中でもまれて開花する能力というのが当然あるわけですから、大勢の中で自分たち同士が学び合うということが大事だと思います。そういった中では、例えば遠足でありますとか修学旅行というのは、10人とか20人という規模で行くよりも、大勢で行ったほうがコスト面でも非常に有利だというふうなことで、教育効果が高いということで、従来から特に小規模な学校同士が合同で修学旅行に行くというのは普通に現在でもやられていることですが、そういう教育効果を考えますと、いろんな分野で、とりわけ学校行事はそういうことが十分可能であると思いますし、場合によっては正課授業なんかでも大勢で取り組むことが教育効果が高いというような分野においては、そういうふうな考え方をどんどん取り入れていってもいいのではと思いますので、また市町村の教育長会等の席で、そういったことの知恵と工夫を十分出していただくように、また呼びかけもしてみたいというふうに考えております。

庄野委員

まず初めに、11月補正の関係で高校のユニバーサルデザイン、バリアフリー化、スロープ、手すり、それからトイレの洋式化というのが出ておったと思うんですけども、現在の高校の整備状況等、今後の補正予算を活用したトイレの洋式化等々について、どの程度整備が進むのか教えていただきたいと思います。

仁木施設整備課長

ただいま庄野委員のほうから、トイレの洋式化につきまして、今回補正予算を上げさせていただいておりますが、その内容と現在までの状況と今後の取り組みということで御質問いただいたかと思っております。

まず、現在までの状況を申し上げます。県立学校のトイレのユニバーサルデザイン、トイレの洋式化につきましては、生徒さんのニーズ等から和式トイレを洋式トイレにということで、順次進めているところでございます。特に昨年度、ことしの2月でございますけれども、国の補正予算が交付されましたのでそれを活用いたしまして、学校トイレの洋式化を急いでいるところでございます。具体的に申し上げますと、耐震改修工事などを終えました学校につきまして、必要に応じまして和式便器を洋式便器に取りかえるという工事に取り組んでおり、これとあわせて、手すりの設置でありますとか、それから扉を外開きにするといったような工事を実施して、だれもが使いやすい学校のトイレの整備ということで取り組んでおります。この結果、本年11月末現在のトイレの洋式化についてでございますが、県立学校、これはほとんど県立高校でございますが、3校中学校を併設しております県立高校を含めましてですが、県立学校で約20%、それから特別支援学校で約38%のトイレの洋式化ということになっているところでございます。

それからもう一点が、今回出させていただいております補正予算の関係でございます。お手元の資料のとおり6,000万円を計上させていただきまして、これは学校環境の改善ということで、県立学校の維持修繕工事ということで実施させていただきたいと思っております。工事の内容につきましては、各学校からの御要望

を精査いたしまして、それから経済雇用対策ということで実施するということも考慮いたしまして、前倒しで事業を進めてまいりたいと考えております。具体的には、今御質問ございました、ユニバーサルデザインを取り入れたトイレの改修工事のみならず、耐震性能とか耐久性を維持するための防水工事、あるいはライフライン機能を強化するための配管工事、安全対策としての防球ネット等の対策工事などを予定いたしているところでございます。

トイレの洋式化につきましては、本年度中には各学校で、男子、女子便器、少なくとも1ブース以上の洋式便器が設置できる見込みでございます。これから今回の交付金で十分できていなかった学校に再度当たります、手を上げていただくわけでございますが、手すりの設置とか扉の改善、あるいは必要に応じましてスロープなどについても、学校からの御要望をお聞きした上でユニバーサルデザイン化を進めてまいりたいというふうに考えております。それからトイレの洋式化以外の維持修繕につきましても同様、各学校からの御要望に応じまして、それらを全部含めまして、優先度を考慮しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

庄野委員

よくわかりました。和式でひざが痛かったりする場合があるので、やっぱり洋式化で進めていただきたいなと思います。あと、最近は家庭でも洋式のトイレが多くなってきて、洋式にかえていくといいますが、すべての方が使いやすいような、そういう配慮を今後ともお願いしておきたいと思います。ありがとうございます。

次に、きょういただいた評価の関係ですが、3ページの再構築事業といたしまして、学校政策課の命の大切さをはぐくむ推進事業ということで、子供と動物とのよりよい関係づくりということで、現在70万円の予算の中で、今後ほかの事業の中で趣旨を生かした活動を進めるということになっております。これは学校飼育動物の関係の部分だろうなと思いますけれども、最近の状況といいますが、徳島県獣医師会等が協力して、学校で飼育されている、例えばウサギとか鶏とかが適正な環境の中で良好に育ちを経験しながら、子供にも命の大切さ、情操教育等々に非常に役立つということで協力してやられていると思うんですけども、現在の進捗状況といいますが、取り組み状況について少し、何校くらいになっているのか教えていただけたらなと思います。新たに事業の趣旨を生かしたどういう活動を今後やられようとしているのか教えていただきたいなと思います。

藤井学力向上推進室長

委員から、今年度の命の大切さをはぐくむ推進事業、これを発展させた今後の継続事業を含めて、現在の学校での取り組み状況、進捗状況等についての御質問でございました。

現在、県内の学校飼育動物の飼育状況を申しますと、哺乳類では幼稚園、小学校で約半分程度の学校で飼育されております。それから鳥類におきましては、かなり飼育している学校が減ったんですけども、幼稚園で22園、小学校で15校、あと爬虫類は幼稚園で47園、小学校で15校というような飼育状況でございます。魚類に関しては非常に多いんですけども、主に獣医師さんのお力をかりて実施しております飼育動物ネットワーク事業等につきましては、この哺乳類、鳥類について連携しながら取り組んでいるところでございます。

今年度のこの命の大切さをはぐくむ推進事業につきましては、社団法人獣医師会と連携いたしまして、触れ合い体験活動とか飼育相談支援、あるいはリーフレットなどを作成し、それを公立の幼稚園、小学校等に配布いたしまして、飼育管理の徹底等について広報するというような取り組みを進めているところでございます。

今後につきましても委員がおっしゃいましたように、子供たちが動物とかかわる中で、思いやりの心をはぐくんで命の大切さを実感できるようにするために、今後はまた学校飼育動物ネットワーク事業に継続いたしまして、取り組んでいきたいというふうに考えております。

庄野委員

わかりました。学校飼育動物ネットワーク事業の継続というか、より緊密に連絡をとっていただいて、きちんとした環境の中できちんとした飼育が行われるように求めておきたいと思います。

それと、少し過去から比べたら飼育されている学校の数、パーセントが減ってきているような感じがいたしましたけれども、鳥インフルエンザ等々が発生しまして、飼育していたら少しややこしいとかいうことで、飼育をやめるといふようなことができなかったらいいように、適切に飼育して、野鳥とかが中に進入しないような対策とか、そういうきちんとした対策をとれば大丈夫ですから、ひとつそのことについては獣医師さんとも連携をとりながら、また県のほうの病気の専門家の方々とよく話をして、学校側からそういう危険性があるんじゃないの、もう飼うをやめるといふような話があった場合には、適正な飼育と対策でそういうことは乗り切れるというふうに私も思っておりますのでお願いしておきたいと思います。

それとあと、読書の生活化プロジェクトということで、オンリーワン徳島行動計画の第二幕の評価結果概要というものをいただきまして、その中のまなびや徳島の実現というふうなことで、読書の生活化プロジェクトっていうのがC判定なんですね、評価が。それで、この読書の生活化プロジェクトがなぜC判定なのかというのを読ませていただきますと、テレビゲーム等で家に閉じこもりがちで、特に小学生に文学のすばらしさや歴史のおもしろさ、科学に対する興味など、まさに児童の教養や人格を形成する上での取り組みとして、読書習慣を身につけさせることが教育として非常に重要であるということなんです、数値目標の390、これは家などで1日10分以上本を読む児童、生徒の割合というふうなことで、結果が残念であると言わざるを得ずにC評価となった。今後、読書習慣を身につけさせるために、父兄ともしっかりと連携して、1日10分といわず読書の習慣を身につけさせる教育を推進していただきたいということが評価の意見として出ているんですけれども、読書というのは大切だと思います。文教厚生委員会で他県に視察に行ったときも、やはり読書の習慣というか、学校の授業が始まる前に読書をみんなで作ってみたい、そういう取り組みもしております。このC判定という評価を受けて、今後どのように対応されようとしているのか教えていただきたいと思えます。

藤井学力向上推進室長

読書の生活化プロジェクトⅡの取り組み及び今回のまなびや徳島の実現についての評価のC判定についてということで、今後どのように取り組んでいくかというような御質問でございます。

この1つの指標といたしまして、10分以上読書をする児童、生徒の数を、毎年1%ずつふやしていくという

目標を立てておりました。実はこの調査をいたしまして、読書の生活化プロジェクトⅡになったときに、調査する時期が少し変わりました、それも1つの要因かなと。実は前のときには毎年7月に実施しておりました。それをⅡになりましたときには12月に調査ということで、子供たちの生活の実態が少し変わる時期に調査したというのも1つの要因ともいろいろなデータから考えられます。

しかし、子供たちのいろいろな実態を考えておきますと、朝の一斉読書とか、あるいは朝でなくとも学校によっては週に1時間一斉読書を設けるなどして、読書が子供たちに習慣づくような取り組みを進めているわけでございますけれども、なかなか進捗状況が思わしくないということで、来年度から読書の生活化プロジェクトⅢというのを今、案として、子供たちがより本と向き合うような時間がふえるような取り組みを考えているところでございます。まずは、1つは学校図書館の蔵書の充実というのもあるかと考えています。これにつきましては、市町村の教育委員会とも連携しながら、しっかりと予算をとっていただくようにして、図書室経営に努めていただくというのが1つと思います。

それから、市町村の教育委員会や教育長さん、あるいは校長会などを通じて、一斉読書、それを家に持ち帰って子供たちが読むような取り組みをさらに御提案できるように、今後とも連携しながら努めてまいりたいというふうに考えております。

庄野委員

わかりました。小学生の読書の習慣というのは、今、言われました市町村の教育委員会の方々との連携、これが大事だと思います。市町村の教育委員会の方々も各学校のPTAの皆さん、先生も含めて保護者も交えて、読書の大切さみたいなものをあらゆる機会を通じて小学校の校長先生とか先生とか保護者の方々が寄ったときに、そうした取り組みを県もやっているんだというふうなことをもう少しアピールして、読書を習慣づけることによって、いろいろものを考える力とか、いろんな生きる力とか、そういうふうなこともつながっていくと思いますので、テレビゲームといいますが、よく聞きますけど休みの日なんかには子供さんが4人も5人も寄って外で遊ぶんかと思ったら、家の中でみんなでテレビゲームをしたり、テレビゲームがいかんというわけではないけど、そういうことって学校教育、家庭教育、保護者の理解みたいな部分が非常に重要だと思いますので、市町村の教育委員会とも緊密に連携をとって、せつかく読書の生活化プロジェクトというのを3ステージやられるとおっしゃいましたんで、ぜひ実効が上がるようお願いしておきたいと思います。

それとあと、人権教育課のほうで休止事業、これは四国地区人権教育研究大会補助金でございますけれども、徳島県でも前にも私、申し上げたんですけれども、部落解放徳島人権地方研究集会、徳島地研というのが毎年今、行われております。私は全国大会にも数回か行かせてもらっておりますけれども、全国でも部落の地名総鑑とか、それらのCD-ROM化とか、それからあと興信所を使っての身元調査事例、差別事象、落書き、ネットへの書き込み等々、多くの事象が発生しております。対策事業が終わったとはいえ、やはりそうした啓発を行っていくことが非常に重要なことだと思います。そういう意味で、地研の徳島地方人権集会等々の教育委員会の皆様方の御参加、そして学校の中でのあらゆる人権の侵害の排除、そんなようなものに向けてもしっかりと御協力いただきたいし、取り組みを進めていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

牧人権教育課長

委員御指摘のように、今、部落問題といいますか同和問題の解決については、徳島県人権教育推進方針におきまして、重要な課題ということとらえております。これは当然、同和問題についての解決に教育啓発に力を入れていくということとともに、それまでの同和問題の解決に向けたいろいろな教育啓発の取り組み、他のさまざまな人権課題、こういったものも非常に大事でございます。そういった課題解決に向けての今までつなげてきた方法とかを活用していくという意味でもとらえております。

そういった中で、先ほど地研集会、あるいは全国大会等への教育委員会の参加及び協力ということでしたが、現にただいまでも地研集会等におきましては、それぞれの分科会での発表、問題提起等におきまして、各学校の教職員あるいは社会啓発教育の市町村の取り組み等、交流しております。またその運営につきましましては、教育機関のほう、また市町村のほうからもかかわっております。

いずれにいたしましても、人権問題の解決につきましては全県挙げて、もちろん教育委員会は、学校の子供たちの幸せにつながることでございますので、全力を挙げてそういった視点で今後とも取り組んでいきたいと思っております。

庄野委員

そうですね、お取り組みをずっといただいておりますことに敬意を表したいと思っております。今後とも、そういう見地でぜひとも頑張っていただきたいなと思っております。

最後に、高校の中退率が最近はどう変動しておるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま委員から、高校の中退数の御質問をいただきました。

平成 22 年度の数字でございますが、本県の高校の中途退学者数は 310 名でございます、これは過去 4 年間の中で見てまいりますと徐々に減ってまいりまして、現在 310 名という数字でございます。

庄野委員

過去 4 年間とおっしゃられましたけれども、徐々に減ってきているというのはどのくらいの率なんですかね。また、23 年度はまだ途中でありますけれども、もしわかれば 4 月からここまで経過する中で、少なくなっている傾向があるのかないのか、わからなかったら結構ですけども。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま数と率ということでございましたので、詳細を御報告いたします。

平成 19 年度は県内 375 名でございます。そのときの率が 1.8%、ちなみに全国平均は 2.1%でございます。平成 20 年度は中退数 337 名、中退率は 1.6%、全国は 1.9%でございます。平成 21 年度は中退数 313 名、中退率は 1.5%、全国は 1.7%。平成 22 年度が中退数 310 名、中退率は 1.5%、全国は 1.7%でございます。なお 23 年度につきましては、現在まだ集計が行われておりません。

庄野委員

わかりました。主な中退の理由とかはわかりますか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

中退理由でございますが、最も多いのは各年度通して、学校生活、学業に不適應というのが最も多い数になっております。その次に多いのが進路変更でございます、この2つでほとんどの中退理由を占めておるところでございます。

庄野委員

わかりました。学校生活不適應というのは、かなり幅が広い意味を持つのかと思いますけれども、せっかく入った生徒さんが、御尽力をされておるのは重々わかっておりますけれども、できるだけ学業が続けられるような御支援なり、どうしても変更したいというのであれば、その後の進路についての御教示といいますか、そういう手助け、援助といいますか、それらについてもきちんとなさっておられるのでしょうか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま委員お話がございましたように、受け入れた以上は卒業させるというのが目標でございますが、さまざまな事情の中で中退していく子供たちがいるのもまた現実でございます。現在、高校におきましては、子供たちが抱えるさまざまな問題に対しての相談体制を充実させて、スクールカウンセラーを活用したり、24時間の相談電話を設けたりということの中でさまざま支援体制をとっているところでございます。また高校自体も特色ある学校づくりを進めて、その学校の中で学ぶことに誇りを持って子供たちが通学できるような、その所属感を得られるような学校づくりもあわせてしております。

またもう一つ、中高の連携といたしまして、高校を選ぶ際に十分に高校の中身を知ってもらった上で、自分に合っているかどうかを事前に十分判断して選んでもらうというふうな趣旨から、各高校でオープンスクールを実施し、それに中学3年生が参加して実際に高校の授業なり活動なりを体験するという場を設けております。また各高校が中学校に出向くなり、また高校で会場を設けるなりして進学説明会をして、みずからの学校の特色を中学生及びその保護者の方に十分広報、説明しているというふうなこともやっております、できるだけ中退の数を減らすという努力も進めてまいりたいというふうに思っております。

それから進路変更につきまして、さまざまな事情でやめていくお子さんについては、もっとそのお子さんに合った学習形態というのがあるというふうな中で、高校の先生方で面接、それから相談に応じて、例えば定時制の高校に行くとか、時間にとらわれない通信制の高校に行くとか、違う専門の高校に行くとか、そこらをきめ細かく中退する前には対応させていただいて、その後の進路に進んでいくというふうなことがございます。以上でございます。

庄野委員

よくわかりました。今後ともよろしく願いして終わります。

森本委員

2点ほど御質問をいたします。

9月の議会でも、若干さわりだけ話をさせていただきました。地元紙の社団法人徳島新聞社の現在の公益法人の社団法人から一般社団法人に来年の4月1日をもって変わるという筋道をちょっと教えていただいたんですけども、さらにきょう何点か詳しく教えていただきたいと思います。

徳島新聞については、戦前、紙のない時代にいろんな組織がお金を出し合いして紙を確保して、そのスタートが社団法人という形をとったと聞いております。終戦直後の紙のないときも新聞を発行することで、戦中戦後、非常に県民に役に立ったという話も聞いております。しかしながら、社団法人という形態が、公益法人ですよ、これ。それが戦後66年間、だらだらだらだらと続いてしまったと。何の意味もなく続いてしまった。その中で非常に大きな減免措置がとられる。なぜ徳島新聞だけがそういう、例えば免税措置をとられるのか。こんなことを私たちが現役の記者時代に多くの県民の方から指摘され、批判されてまいりました。その中で、私も組合活動もしておりましたけれども、株式会社へ移行するという検討なんかも深刻に社内でやったような記憶があります。しかしながら、それも20年以上も前。結局、株式会社に移行はできない、お金がないということで頓挫したわけなんですけども、それからさらに20年以上もまた今の状態を引きずってしまった。

そうした中で、監督官庁である教育委員会は、特に大きな指導とか指摘もしないまま今日を迎えてしまったということ聞いております。私、今までのことはやむを得ないとしても、来年の4月から新たな社団法人として生まれ変わる、今度は減免措置なんかないですよ、税金の。これは株式会社に移行できないから、やむを得ず一般社団法人という道をとるんでしょうけども、新たな徳島新聞として来年の4月からスタートを切る。そのスタートを切るにおいて、私は今までのことをきちんと精査して、反省もし、なぜ今回こうした形で一般に変わるのか。それは法的にきちっと遵守して変わるのか、そういうこともこの場でちょっと確認しておきたい。なぜなら、県内唯一と言ったら語弊がありますが、国際ニュース、国内ニュースをすべて扱う報道機関として、徳島新聞社さんそのものが誇りを持って今までやってきたであろうし、社団法人ということで、あることないこと非常に無理解の中で大きな誤解を招いていることもたくさんあります。極端な話が、減免措置で徳新で税金を払っていないんだろというようなことも私たちよく言われましたし、社員は皆2,000万ぐらい給料をもらっているとか、そんなこともよく言われました。そうした中で、こうした誤解をすべて解いて、本当に身ぎれいな形で徳島唯一の言論機関として生きていく上では、この場できちっとしておいて、新しい法人としてスタートを切ってほしいなと、私もOBの1人として、こうしたことをこの場でしておきたいなと思います。多くのOBの方からも、きちっとしておいたほうが良いということも言われました。現場の記者の方でも、遠慮なく言ってくださいという方もたくさんいます。恐らくほかの議員さんで疑問を持っている方も今までたくさんいたけれども、なかなかこうした場では言いにくいと思います。私はOBですので、ここは嫌われるのを覚悟してやっておきたいなと思い、何点か質問をいたします。

今回の公益法人改革と徳島新聞の目指す方向性について、まず1点。それと、過去にどんな減免措置を受けていたか、特に税金面をちょっと具体的にお願いいたします。

白井教育総務課長

現在の社団法人徳島新聞社の新しい公益法人制度改革に関する移行の状況でございますけれども、現

在、徳島新聞社としましては、従前、公益法人という形で、さまざまな税制上のメリットを受けてきた経緯がございます。そういったことを踏まえまして、国の新しい公益法人制度改革の流れの中で、新たに徳島新聞社としては一般法人に移行することを希望されているということでございます。一般法人に移行するには、現在、徳島新聞社の約 142 億円の純資産がございますけれども、この 142 億円をさまざまな公益的な事業に使っていくということが必要になりまして、現在、徳島新聞社のほうでは公益支出計画を立てまして、この 142 億円をどのような形で公益目的に還元していくのかということについて検討を進めているところでございまして、私どもとも内々に事前協議を行っているところでございます。

この徳島新聞社につきましては、従前、国の公益法人という形で、現在は特例民法法人という移行期間の特例措置になってございますけれども、とりわけ法人税について大きな減免措置を受けているところでございました。一般の法人、いわゆる民間企業等でございますと法人税率 30%というところが、軽減税率の措置がございまして 22%という形の措置を受けてきたところでございます。

森本委員

今の税率1つ見ても、一般が30%かな、徳島新聞が22%。8%くらい受けて、相当大きい話であって、去年も法人税を5%下げることが政権のチラシであったときも、民間企業というものがどのくらい喜んだかということです、わずか5%ですけれども。それよりもはるかに大きい減免を今まで受けていたということであり

ます。

徳島新聞の公益制ということを考えると、ほかの新聞とそんなに公益性において秀でているとも私ももちろん思えないし、その中で全国に何百もある新聞社の中で1つだけこうした形をとってきた。これはやっぱり放置した監督官庁である教育委員会かな、これは文化庁なんかな、もともと東京の中央の。文化庁、そしてその文化庁の委託を受けている教育委員会の責任も非常に大きいとは思んですけども、こうした県民の中でいろんな声がある中で、今まで教育委員会として、徳島新聞社にこうした社団法人という体系を例えば株式会社に変えるとか、そんな指導とかいうのをしたことは過去にございますか。

白井教育総務課長

ただいま委員のほうからお話ございましたけれども、従前、この徳島新聞社につきましては、国の文化庁、文部科学省の所管であったというところから、昭和 61 年に現在の県の教育委員会のほうに参りまして、若干、県教育委員会の事務局内部での変更がございましたけれども、平成 12 年からは教育総務課が所管しているというところでございます。

過去の徳島新聞社に対する営利法人化の指導でございますけれども、平成 11 年に国のほうから特定の法人につきましては営利法人に移行するよという指導がございました。これはすなわち、民間の企業でも十分に提供されているような業務分野については、必ずしも公益法人として行う必要がないということから、具体的に特に新聞事業についても当然でございますけれども民間企業でも十分提供されている分野でございますので、そういった民間と競合するような分野につきましては、営利法人に移行するよというよな国からの通知がございまして、それを受けまして、平成 11 年から県教育委員会におきましても徳島新聞社に対して営利法人化に向けた検討を行うよに指導してきたところでございます。

森本委員

平成11年から社団法人徳島新聞社に対して教育委員会も指導していたということを今、総務課長がおっしゃられました。私としては、もちろん部外者なのでよくわからないんですけども、そうしたことは余り後輩たちの社内の話、組合のニュースなんかを見ても、それほど感じませんでしたけど、教育委員会のほうがそんなに指導しているということ自体を、今までね。今は知りませんよ。今は白井総務課長が相当厳しく指導していることを聞いておりますけども過去には知りません。そうした中で、国のほうが営利を社団法人で上げているのはおかしいという見直しをして、12年間たちました。この間、現実に減免措置を受ける社団法人として徳島新聞が延々と続いてきた。公益法人改革という大きな国の流れで、やっとう重い腰を上げて、来年の4月から一般社団法人に移行する。こうしたことを数年前から御検討はされておったようですけどもこうなりました。

今、指導の中で、先ほど言いましたけども徳島新聞の所有財産142億円ございます。これのうち例えば現金が幾らぐらいあるのかな。この前60億ぐらいとこの場で言いました。これは聞いています。60億近くあるということを聞きました。この142億円を今度県民に対して、公益事業を通じてお返しをしていくというのが、私は一番わかりやすい言い方だと思います。徳島新聞社から今、出ている計画というのは、県民にこの142億円をどんな形で、どのぐらいの期限でお返しをするような計画をこちらのほうへは出しているんですか。

白井教育総務課長

まだ正式な徳島新聞社からの申請というものが上がってきている状態ではございませんので、まだ確たることは申し上げられませんが、今のところ私どもがお伺いしている範囲では、徳島新聞社としては従前から、例えば徳島マラソンでありますとか、阿波踊りでありますとか、県が行っているさまざまなイベントに対する助成であるとか運営の支援など、そういったものについては引き続き行っていきたいということを聞いています。

森本委員

だから、公益事業としての返還と言えば語弊がありますが、これから142億円分をどのぐらいの期間をかけて、年間計画だったらどのぐらいの事業規模でやっていくかなということを聞いておるんですけども。

白井教育総務課長

徳島新聞社が行っております阿波踊りでありますとか、とくしまマラソン等への助成、そういったものについては、現在、毎年度約2億4,000万程度の金額の支出をしているところでございます。仮にこの水準を維持する場合には、約142億円ございますので、これをこのような形で公益支出していくということになりますと、60年弱の期間を要することになります。ただ、そのような期間で公益財産を支出していくということについて、県民や国民の皆様の御理解が得られるかどうかということ、また、徳島新聞社に対しましては、私どもとして従前から公益的な事業、現在、徳島新聞社の事業規模は約100億円の収入があるような非常に大きな法人でございますけれども、そうした中で、2億円少し、パーセントにしますと2%程度の公益支出ということになり

まずけれども、そうした公益支出の割合がちょっと少ないのではないかと、もっと公益的な事業を拡充していただきたいということを20年来指導してきたところでございまして、そうした指導の経緯も踏まえまして、徳島新聞社と県民の皆さんの御理解が得られるような形の公益支出計画、この142億円をどのように使っていくかという計画について、お互いに協議をしてみたいと考えております。

森本委員

今も白井課長が県民の皆様の御理解を得られるようにと言ったけれども、県民の皆様の御理解を得るだけの知識が県民のほうにPRされんわけですよ。徳島新聞は自分のことだから、こういうことを言っても多分ニュースにならんだろうし、最後に社告で、徳島新聞はきょうから一般社団法人に生まれ変わります、これからは県民の負託にこたえてとそんなような会社の社告が載るぐらいなんよな、ほっといたら。そういう中で、県民の御理解を得る、これが一番。だからこの議会で私はやむを得ず言ってるわけなんです。腹が立って言っているわけでもないし、やはり県民の方がいろんな疑問を感じたまま、この状態をくぐってきた、不信感を持たれた、愛される半面、愛されてない部分もある。こうしたことを生まれ変わることによって、愛される新聞としてスタートしてほしいなと思って。

この2億4,000万を還元すると言うんですけども、阿波踊りとかいろんな文化事業で。これ自身が全く自己申告なんだよな。一番目にわかる例えは、阿波踊りの入場券が何ぼですと。例えばその分を、公益法人から一般に変わったので還元をしたいので何百円下げますとかね。例えば文化センターでこうこういう事業をする。県民に文化の風を送ってあげると。だけどS席が5,000円するんやけど、これを3,800円にしますとか。そういう形だったら還元するのはわかるんですよ。マラソンをして、このぐらい多分県民のためにやりますわとか、そういうのは絶対に理解を得んと思うよ。

だから、その点はやっぱりきちっとさせなければならぬし、どういう話を今しとるんかわからんけど、多分事業部あたりで去年1年間行った事業を全部練り出して、私は適当に計算されているのではないかと思う。1年間通じての事業を全部書いて、これやったら何ぼぐらい県民のために還元したのかなと、恐らくそういう。内部の子に聞きましたよ、この話は。だから間違いないです。だから、そういう不謹慎な計算の仕方だったら県民の理解は得られないので、まだ時間がありますから、2億4,000万、この点についても、もっと担当者ときちっと精査して、本当に具体的な数字というのを出させるべきと思うんですけども、これも20年間の指導をされとったというんですけども、いかがでしょうか。今後まだ若干時間がありますけども。

白井教育総務課長

現在、徳島新聞社のほうからは、先ほども申し上げましたように、今、行っておりますような公益的な事業については引き続きやっていきたいということでございますけれども、その金額の算定方法等について、今、委員から御指摘がありました点も踏まえまして、しっかりと精査したいと思っております。

森本委員

徳島新聞社がこの徳島県で果たしてきた文化の役割というのは、私は否定するものではないし、徳島新聞がなくなったらできない事業というのがほとんどじゃないかと思っております。やはり後援事業、協賛事業と

いうのが多いし、本当にいろんな地方では見れないようなものを連れてくるのが徳島新聞でありますし、それも非常に公共性が高い、公益性が高いというのは理解しております。

しかしながら、事業畑のしていることは全部、県民のためにしてるんだぞという上から目線のやり方をされたら、県民の多くには全く賛同を得ないと思うんです。その点、もう一度きちっと練り直しをして、本当に公益性が高い事業がこれだけあるというのを会社のほうには言って、出していただきたいなと思っております。

それと非常に言いにくいんですけども、今現在の公益法人としての徳島新聞ではしてはならんことをやっとなるんだよな。これも私は教育委員会、どうしたんかなと思う。これこそ厳しく指導しなければならない問題が何十年もほっとかされている。例えば、公益法人である社団法人というのは、株を持ったらいかんのですよ、関連会社の。徳島新聞には12社関連会社がある。2つ解散しましたけれども、この機になって。徳島出版と興発っていうのかな。ほとんど閉鎖しましたが、この株をずっと所有していた。社団法人でも投資目的の株は構わないんですよ。例えば新日鉄の株とか銀行株とか、そんなので会社の所有財産をふやすというのは何ら問題がないんですが、今の公益法人では厳しくとめられていることが、なぜ今までまかり通ってきたんですか。

白井教育総務課長

国の公益法人指導監督基準におきましては、平成8年にその基準が改正されて以降、公益法人が投資目的以外の目的で株式を持つてはいけないということが定められております。現在、徳島新聞社は12社の株式を保有しておりますけれども、そのうちの1社を除いては、平成8年の監督基準改正以前からの保有ということでございます。残る1社につきましては、監督基準が変わった後に保有したということでございまして、いずれにしても現在保有しているという状態は、監督基準に反しているという状態でございます。

現在、県の教育委員会のほうでは、さまざまな取得の経緯でありますとか、なかなか処分が困難な御事情もあるようでございますけれども、委員からもお話がございましたように、一部の会社では株式の市場価値自体がなかなか厳しい状況になっているということもございまして、そうしたさまざまな事情をしっかりと確認させていただいて、その上で適切な指導をしてまいりたいと考えてございます。

森本委員

今現在、国の指導基準に違反した形で多くの関連会社と称する株を所有している。こうした違法な状態の中で、私が一番心配しているのは、あとわずか4カ月もないんですけども、一般社団法人に変わるものなんでしょうか。

白井教育総務課長

現在、私ども県教委としましては、徳島新聞社に対しまして、公益事業の拡充でございますとか、問題のある株式の処分等について指導しているところでございます。こうした指導に対して、現在、徳島新聞社のほうでも鋭意御検討いただいているところでございまして、こうした問題が解決されますれば、4月からの一般法人への移行ということの可能性は十分あると存じます。

森本委員

この所有株に関しては、白井総務課長は相当お怒りのことというのを聞いております。それでも、数カ月たっているけど状況は全く変わってないということも聞いております。このような状況で、教育委員会の徳島新聞社への指導の一番大きな言葉というのが1つだけあって、身ぎれいにして一般法人に変わってくださいということを書いてますよね。ということは、今、身ぎれいじゃないということなんだよね。国の監督基準に違反してるということは、やっぱりこうした状態を長々長々置いてきた徳島新聞の経営者の責任が非常に大きいと思うし、それにも増して、そうしたことを看過してきた教育委員会の責任というのも非常に重大だと思います。

現在の執行部は当然、今、当たってるから、教育長、総務課長、気の毒なんですけども、歴代どういう形で、どんななれ合いがあったかかもしれませんけども、教育委員会の上層部、そしてまた徳島新聞の経営者、こうした形で10年、20年ほうってきたというのは本当に恥ずかしいことだし、これから生まれ変わる以上はきちっとしてもらいたいというのがOBとしての一番切なる願いであります。きちっとした形で移管をしないと、現場の記者たちが胸を張って取材活動ができない。お前のところは何だとやっぱり言われる。私がおるときでもやっぱり言う人がいましたよ。そういう意味でも大変厳しいんですけども、ちょうど私の同期前後がみんな今、幹部なんですよね。こうしたことをここで言うというのは非常にづらいんですけども、後輩の記者が胸を張って、県紙の記者である、そして徳島県唯一の言論機関であるということに誇りを持って、これから取材活動をしてもらいたいな、そんな意味で本日この質問を嫌々ながらいたしました。徳新の記者さんもいますんでね、当然聞こえていくと思いますし、そういうことも考えて、声を大きくしてきょうこうした質問をさせていただきました。

最後に、教育委員会、今はあくまで打ち合わせをしているだけで、審査は別の方がするんですよ。

白井教育総務課長

所管庁であります県教育委員会教育総務課のほうから公益認定等審議会、公認会計士でありますとか弁護士さんが委員になられてますが、そちらのほうに諮問させていただくという形になります。

森本委員

審査委員会には、資料というのは徳島新聞社から提出するんですか。教育委員会から提出するんですか。

白井教育総務課長

教育委員会から提出するということになります。

森本委員

長々、社団法人の話になりましたけども、何とか無事4月から身ぎれいな形で私も徳島新聞さんには一般社団法人として移行をしてもらいたいと思います。本当に厳しい時代に広告も減って減免措置もなくなると、こうした中で県紙が公益性を持って維持していくのは大変とは思いますが、一層後輩の皆様には奮起をお

願い申し上げます。

あと1点、明治の粉ミルクのことが今、大変話題になっております。食べ物に対する不信感というのは、1回失ったら取り返すのは難しい。スノーブランドが賞味期限後にもう一遍再生産したということで、一挙に雪印そのものが破綻してしまったというのは、ごく近々のニュースですけども、きのう明治の粉ミルク、両親にとったら世界で一番大切なものが赤ちゃんなんだよね。そこにセシウムが30ベクレルも入っているミルクを飲ませたというのは、親にとったら大変じじたるものがあるそうです。きのうも私、2人ほど、お母さんの方から御連絡をいただいて、本当にみんな腹が立っているみたいです。

明治に対しては、粉ミルクに対して消費者からも言っていたことがあるし、NGOが実際に、はかってだめですよということ言っても、その声にも耳をかきかきませんでした。結局マスコミに載ってから大騒ぎになってしまったという現実があります。粉ミルクは徳島は関係ないですけども、学校給食会ね。この前使い込みの話でちょっと聞いたときがあるんですけども、今現在、県内何カ所で、主にどんな食材を扱っているか、徳島だったら例えばパンと米だけというようなことを聞いたんですけど、それちょっと教えてもらえますか。

片山健康教育幹

学校給食会の件でございますが、今、県内には鳴門市と徳島市、そして徳島県の学校給食会と3つになっております。扱っている物資等につきましてですが、徳島県の学校給食会では、牛乳については畜産家と連携しておりますので、給食会を通して支払いとか、そういうことがあるということでございますが、その他加工品、乳製品、水産加工物、それからもちろん米粉入りパンの原料となります米粉の入った小麦粉だとか米を取り扱っております。ただ市町村におきまして、牛乳や米粉入りパンの原料となる小麦粉につきましては、学校給食会から皆買っておりますけれども、あと米だとか加工品については、市町村によって購入するところがまちまちなので一斉にということではございません。

それから鳴門市につきましては、主食の御飯とパンを取り扱っております。徳島市の学校給食会においては、そのほか副食の野菜等についても取り扱っていると聞いております。

森本委員

今、徳島市のお話が出ましたが、西日本では原発災害の意識がある方が非常に少ないんですけども、徳島市の学校給食会は非常に今、頑張っているという話をいろんなお母さんから聞きました。これもひとえに給食会というよりも徳島市の教育委員会、教育長のお考えが非常に浸透してきた。ほとんどが地産地消。それと地元産のないときは、例えば夏なんかはキャベツや白菜がないんですけども、高原野菜になるんですけども、そのときも万全の流通経路を調べて。最初はそんなことはなかったらしいですよ。いろんな声が市議会の中からも上がって、教育長さんのお話もあって、今、日本じゅうでも非常に理想的な学校給食会であるということを徳島市が言われてます。市のお母さんたちの中には、私たちはいいんだけど、県内全部の学校給食会や給食が徳島市と同じようになるように、県内すべてに波及させてほしいということを私も聞いて、また県議会でじゃあこんな話もしますということだったんです。

例えば、こういう話があるんよ。福島県、ひどいお米もたくさん出てきてます。高い暫定基準さえ超えているような米とか野菜が出てきておるんですけども、ことしの福島県の農産物は史上最高の売り上げ数だった。

売れてないん違うんですよ、すべて売れとるんです。そのかわり、売り上げ数が史上最高だったのに、売上高が史上最低だった。一番たくさん売れたんだけど、お金が一番安かったと、これはどういうことかという、いろんなところが大量に仕入れとるんよ。例えば一番はコンビニかな、イトーヨーカ堂なんかもすごい買ってるということを聞きました、お米とか。あるいは加工業者を中心に大量に仕入れている。私はそれを聞いてちょっとつらくなって、情けなくなって、さらにきのうの明治を見て、明治のようなあんなすばらしい会社がこういうことをするかなあということも非常に残念な思いがあったんです。

だからどういうことかといったら、加工品としてどんな形でこれから流入してくるかわからない。私たち大人はどうってことないですよ。だけど、小さな子供に絶対食べさせたくないという親は非常に多い。それぐらい神経質になっとるし、そうした神経質な気持ち、今の日本の食品の流通そのものを破壊しつつある。これは一番は政治が悪いんですよ。500 ベクレルなどというんでもない暫定数値をつくってしまったがために、逆に風評被害を招いてしまった。100 ベクレル以下なんです、99%までが。500 なんていうのはまずないし、農水でも聞いたんですけども、農水官僚でもこの問題については非常に心を痛めてます。厚生省が決めたんですというようなことを小さな声でみんな言うんです。その中で暫定基準がこれから見直されるんでしょうけども、先ほど徳島市の教育長さんが頑張っているという話をしましたけれども、市以外の給食については、やっぱり県教育委員会が責任を持たないかんと思う。だから、委員会でこうした話が出たことを各給食委員会に伝えて、検査できるものはしなければならぬし、できないものであっても流通そのものをきっちり精査して、子供たちの食材を仕入れてあげられるように、教育委員会からの強い指導をお願いすることを私から強く要望して終わります。

岸本委員長

それでは、午食のため休憩いたします。(12 時 01 分)

岸本委員長

それでは、休憩前に引き続き委員会を開きます。(13 時 07 分)

岡田委員

何点か質問させてもらいたいと思います。

まず1点目は、カラーユニバーサルデザインということで、色弱者の方に対しての県教委、また教育委員会関係での取り組みについて1つ伺いさせていただきたいと思います。

午前中にユニバーサルデザインの話が出てたんですけど、ハード面ではなく、色弱の方、色覚が少し変わっているということで、かつて私たちが小学生以前ぐらいには、色盲検査というものが各学校で健康診断においてされていたということなんですけども、それが人権問題にかかわってくるということで今現在は実施されていないということになっております。しかし、徳島県出身の方で伊賀公一さん、せんだって徳島新聞に載っていたぞめきのところで紹介されていたんですけども、男性には 20 人に1人、女性の中にも若干いるということで、特に男性のほうに多くいらっしゃるということで、日本人全体としては 320 万人ぐらいいるんじゃないかと推定されるということも前提に、色のユニバーサルデザインという部分の取り組みをされている方なん

ですが、その中であって、学校現場において子供たちは黒板を見て授業を受けますし、またいろいろな広報並びに学校から出される配布物、そしてひいては入試要項等々、いろいろその子供たちにとっては非常に重要な人生にかかわってくる問題になるいろんな印刷物を見たり、掲示物を見たり、いろんな作品を見たりということで、学校現場においても非常に重要な取り組みではないかと思うんですけども、今現状どのようになっているのかということをお伺いしたいと思います。

片山健康教育幹

学校での色弱者についての対応ということでございますが、委員お話しのとおり、現在、学校では平成15年4月から学校保健法の規則が変わりまして、色覚検査はしておりません。これを受けて、各学校では全体には検査を行っていませんけれども、保護者の申し出によればプライバシーに配慮しながら検査を行うことが可能であるということになっております。各学校におきましては、そういった保護者の申し出を受けまして、学校医と連携しながらそういった検査もしているというふうに聞いております。

また、学校全体といたしましては、この定期健康診断からなくなった段階で、文部科学省のほうから色覚に関する指導の資料というのが出まして、このようなことに全体的に注意しましょう、例えば黒板の文字の色だとか、いろんな表示だとかそういうことについて留意するなどの旨を書いた資料がございまして、それを配布いたしております。

また、これは平成21年度なんですけれども、日本学校保健会というのがございまして、文部科学省の監修を受けまして、みんなが見やすい色環境ということで先ほどと同じようなことを書いてまとめてありますリーフレットを配布して、学校のほうに周知しております。

県教育委員会といたしましては、今後ともそういった色環境をだれでもがわかるというふうなことに留意するとともに、引き続き個別に検査する子供がいた場合は、適切に対応できるよう各学校のほうに指導していきたいと考えております。

岡田委員

色覚の違う子供たちというのは、今現状、通常の学校の中での配慮ということで取り扱いをしていただいていることになっているんですけども、今般新しくなります聾学校、盲学校における盲学校の中での支援という域には多分入らないとは思んですけど、その中であって、今度どのようにそのエリア分けをされているのかどうか。それともされてなくて色弱者の子たちもいろんなカウンセリングを受けることができるのかどうか、いろんな相談事をする窓口があるのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

富樫特別支援教育課長

1点目の新しくできる盲学校、聾学校につきましては、全館カラーユニバーサルデザインということで、弱視の方が色弱を伴っている場合も多々ございますので、そういった形で整備していきたいと考えているところでございます。

委員2点目の御質問の盲学校における色弱に対する相談でございますが、色弱の児童、生徒は今一般的に小学校や中学校の通常の学級に在籍しているところでございます。ただ、今言われましたように赤と緑の

色がわからない色弱の方は、緑色の黒板に赤で字を書くとほとんど見えないというようなこともいろいろ言われております。そういうようなことで、教材をつくる時とか環境整備の場面でも、赤と緑の使用に非常に気をつけた配慮が要ることがあります。そのために視覚障害、ここでは色弱も含めた視覚障害につきまして、高い専門性を有する盲学校がセンター的機能を発揮いたしまして、県下一円の小学校、中学校に在籍する色弱の方に対する相談支援を受け持っております。ただ、今申し上げましたように色弱の方は、盲学校や弱視学級の対象とはなりませんので、盲学校がそのような相談を受けているというようなことは、一般の方、また小学校、中学校は余り御存じないという現状があると思います。

それで、盲学校でそういった色弱を含めた相談を行っているということを、今御質問がございましたので早急に盲学校のホームページ等を使いまして、まず取り急ぎ周知いたしますとともに、盲学校が出しておりますパンフレットにも新しく色弱の相談も行っていますということを加えまして、関係機関等に配布して広報に努めまして、支援の輪を広げていきたいと考えております。以上です。

岡田委員

今まで本人も気づいてないかもしれないから、ほかの人に言うこともできないという色弱の方、そしてまた、その方の今まで多分受けてきた不利益は多大なるものがあると思いますし、せんだってからアイパッドのアプリの中に、アイホンでもできるんですけど、4パターンぐらいしかこの中では体験できないんですけども、それを見ていただきますと、この部屋の中でも茶色がピンクに見えるとか、青が緑、緑が青に見えるとか、いろんな皆さんに見えている状況が違うということができそうなアプリがございます。ぜひ、それでいろんな方がいらっしゃるということをまずは認識していただくことが一番で、そして、その方が見やすいようにするには、緑が青緑だったら見える、信号機が緑だったのが青緑になったのはそういうふうないきさつがあるということも聞いておりますので、見える方が少しでも見える色、例えばチョークのピンクが見えないんだったら、ピンクの色をもう少し白くする、赤くするかすると多分見える色になると思うんですね。だから、そういうふうな配慮をできるような柔軟な対応ができるように、ぜひ学校現場もなってほしいなと思いますし、課長がおっしゃったように、本当に真のバリアフリーという意味でも色のカラーユニバーサルデザインもユニバーサルデザインの中に取り組んでもらって、真のバリアフリー、ハード面だけじゃなくて、ソフト面だけじゃなくて、すべての方が対応できる住みやすい教育現場になるようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

また、本当にどうしようかと迷っている保護者の方もいっぱいいらっしゃると思いますので、その方がプライバシーを守ってもらって相談ができる窓口という意味でも広報していただいて、ぜひ皆さんが悩まないで済むようにお願いしたいと思います。

それが1点と、その次に、英語教育で午前中にも小中連携というふうなお話が出てたんですけども、英語の取り組みで、私この委員会2年目なんですけど、前年のときの委員会で言ったと思うんですが、小学校で英語教育の取り組みが先進的にされていた学校の子供たちが中学校に上がったときに、じゃあその子たちの英語の学力というのは、していなかった子たちより高かったのかどうか調べてみましたかということをお伺いしたら、調べていませんということで、今も多分調べられてないことが現状のようなんです。小学校から英語教育に取り組むというのは、コミュニケーション能力を上げるとか、対人的な、外国人に対して引けをとらないようにというふうな、そういう部分で取り入れられて、学力、アルファベットを教えるのが小学校の教育では

ありませんということをおっしゃっておりましたが、でも実際それが今ふたをあけて、この4月から入ってきた中学1年生の子供たち、小学校のときの英語は非常に楽しかったけど、中学校になったらアルファベットを覚えなかんし、何でONEがオネと書いてワンと言うのっていう、そのことの疑問から始まって、なかなか中学校の英語の学習になじめていない子供たちが非常に多いというふうに伺っております。

それで、ますます英語の二極分化、好きな子はすごく非常にいい点数がとれるんですけども、苦手な子はどんどんわからない。わからない子たちの数というのが、中間層がなくなって二極分化が非常に進んでいる現実があるというのを伺っております。その中であってまず、今の現状として中学校の子供たちに少しでもプラスになるような小学校の教育ということで取り入れられたはずなんですけども、学力向上には実際つながっていないのではないかと思うんですけども、現状として今どうでしょうか。

藤井学力向上推進室長

委員の小学校外国語活動が、中学校に入ってから英語教育にどのように結びついているかというような御質問でございますが、実は徳島県も今年度までの予定で、教育研究開発事業で先進的な英語教育に対して小中連携して取り組んでいた事例がございまして、その中間報告書がございまして、アンケート結果もございましてそのあたりも御紹介したいと思います。

委員がおっしゃっておられましたように、小学校は英語活動を通して子供たちにコミュニケーションの楽しさとか、そういうことを体験させてマナーを学習させ、中学校ではその学習を、励まして意欲を持たせて、そして継続させると、これが小学校の外国語活動と中学校の英語教育との連携でないかというふうに考えております。今回、国も確かに学力の中に、学習意欲というのも学力の1つであるというふうに掲げておりましたので、その学習意欲を継続させていくというのが大きなことだと考えています。

小学校の6年生で1年間、あるいは五、六年生で2年間学習した子が、中学校に入ってからどのように変化したかというのをアンケートしておりますところによりますと、まず1つはリスニング力の得点が高いというデータが出ております。ただ、文法と合わせますと直接的な影響というのはないのかなというところもあるんですけども、リスニング力が非常に高いと。

それから、小学校英語活動を体験した学年のほうが、中学校入学後は英語学習が大切であると思う割合が高くなっております。小学校のときにやってない生徒さんについては、1年生入学時、その授業1年目に79%の生徒が大切であると考えたのが、小学校で1年間外国語活動を実施した学年については、それが89%、五、六年生の2年間、英語活動を体験した生徒につきましては、100%の生徒が英語学習が大切であるというふうに思っております。

それから、英語学習に小学校のときの英語活動が役に立っているというように感じる割合がどうであったかと申しますと、小学校6年生のときに1年間だけ学習した生徒につきましては66%、それが2年間学習しますと76%の生徒が役に立っているというふうに感じております。

このように今年度から小学校の外国語活動が必修化されたわけでございますけれども、こういう取り組みの中で、先進的に生徒たちがこのようなアンケート結果をもって取り組んでいるというふうなことについて、来月に行われます、あわ(OUR)教育発表会の場で発表していただいたり、あるいは2月に必修化になって初めて全国大会が鳴門市で行われます。その場で小学校の先生方や中学校の先生方にこの研究成果を共有

するなどして、今後も小学校、中学校の英語活動、英語教育の連携についてさらに集中して進めていきたいというふうに考えております。

岡田委員

アンケートのとり方で、役立っているっていうのはどういう意味で役立っているんですか。先ほど室長がおっしゃったようにリスニング、聞き取る力はいいかもしれないけれども文法的にはということで、プラスマイナスゼロではないかというようなお話だったんですけども、実際リスニング力が必要だから英語教育をしているのであれば、ずっと中学校になっても文字よりもリスニングをもっと重視する高校入試をするべきだと思うし、逆に言うならば、そのリスニング力によって文字とヒアリングの一致しない部分が多々できてくるので、今、現場で起こっている、子供たちが文字がそうやってONEがワンで、オネと書いてワンと読むのがわからんという、その子供の素直な疑問というのが実はそれが一番大きな問題点ではないかと思うんですね。

それで、それを理解させていく上で、前だったら中学校に入って、英語はアルファベットを覚えて、文字を覚えて、これをこう読むっていう、それは私たちが使ってる言葉ではないので、入ってきたものだから、そういう決まりがあるから、それはそうなっていると覚えていかなければ仕方がないということで外国語学習をさせてもらっていたところがあるんですけども、その説得をする部分を小学校でするのか、中学校でするのか、それとも小中連携していく間にするのかという部分の決まり。これは絶対こうやから覚えな仕方がないんですよと子供が得心する場所っていうのをつくっていかないと、いつまでたってもリスニング力と文法力と単語力っていうのが絶対一致する場所が、接点がないと思います。

言葉であるからといっても、使っている国の人がつくった文化であって、受け入れているだけの私たち日本人の立場からすると、そうなっている言葉の教育であるがために、子供たちが素直に役立っていると思ってくれているのは非常にうれしい数字なんですけど、じゃあこれがどういう意味で役立っているのかというのをもっと深く分析しないと、室長がおっしゃったように英語活動が大事だと思うっていう、それは確かにそのために取り組んでこられているので、その目的としては達成されているかと思うんですけども、実はふたをあげた中身というのが子供たちそれぞれが得心して英語学習に取り組んでいるのか、それとも役立っているのはどういう意味で役立っているのか。

それともう一つ、これからの子供たち、非常に頑張っていただかなきゃいけないのは、ジョブズさんじゃないんですけど、ITの世界はすべて英語で話しされておりますし、いろんな経済社会においても英語というのが共通言語として取り入れられています。その中であって、情報が受け取れない日本人の子供たちになってきますので、その将来のビジョンを含めた上で、やはり受け入れていく、スキルとして使っていくのが英語であると思うので、英語ができることが何のメリットかという、それはただの道具にしか過ぎないと思います。世界の中で活躍できる徳島の子供を育てるという意味でも、もっと英語の教育についてぜひ役立つ英語、例えば小学校6年生で徳島はアルファベットを勉強して、中学1年生で勉強する半分は小学校のときにするんですよという取り組みが小中一貫ではないかと思うんですけども、そういうふうな前倒しでいろんな幅広く徳島ならではの英語学習方法というのを取り入れていただきたい。

文科省が言っているからそのとおりにやっけていいかという、文科省だって間違いがあって訂正されましたよね。大きな訂正が今回ありましたので、そういう意味でも、ただ上から言っていることがすべて正しいか、

その専門的な先生が言っていることが本当に正しいのかというところに疑問を持っていただきながら、県教委として取り組んでいただきたいと思いますが、教育長どうですか。

福家教育長

小学校の外国語活動につきましては、当初いろんな賛否、議論があった中で、将来のグローバル人材の育成という大きな目的も視野に入れて、それを今回正式に新学習指導要領の改訂の中で位置づけていったというふうに承知しております。

今回の小学校への導入というのは活動でありまして、いわゆる教科教育というふうな格好に位置づけてないということからも明らかなように、中学校で行うような外国語教育とちょっと一線を画しているというのが現状でございます。先ほど委員御指摘のように、小中連携の中で中学校の教育を先取りしてやるのが将来のグローバル人材の育成につながるじゃないかというふうな御指摘であったわけですが、今のところ小学校での指導というのは小学校の教員の免許証を持った先生方がされるということが大きな前提になっておりますので、必ずしも英語の教科を専門にする先生方が小学校に配置されていないという、そうした指導者側の理由もございます。それから先ほど言いました、外国語活動が十分定着した上で、そういう経験の中で前倒的に英語教育的なものを入れていくことであれば、段階を踏んだような教育活動になるのかなと思うんですけども、現状は正式に始まったのが今年度からということでございますので、ここ数年の成果を十分見ていきたいということ。それと必要な場合には、そうした小中一貫のいろんなモデル校も実施しておりますので、そういったところでそういった取り組みもあわせて行っていただいた上で検証を繰り返しながら、先ほど言いましたような将来のグローバル人材の育成にどういふことが効果的なのかということも考えながら取り組んでまいりたいというふうには考えております。以上でございます。

岡田委員

ありがとうございます。確かに今年度からの正規な導入ということで、今、始まった取り組みではあるんですけども、世の中の進み方のほうが非常に早くて、やはり英語力を生かす子供たちが働く職場というのが非常に世界に広がってきていると思いますし、またアジア圏におきましても、先般、長沙市の子供と徳島県の子供がテレビでやりとりをされたんですかね、それは英語でされたんでしょうかね。それで聞くとところによると、日本の子供たちはやっぱりもっと頑張らんといかんよというようなお声も聞きました。

実際、日本の子供たちがどこの土壌で今後グローバル化に向けて取り組むかっていうと、日本は島国なので決して1つの国だけでは存続していけないということにあって、いろんなところに働き口が必要であるし、いろんなところの国との交流が必要であるという意味からも、英語を道具として使って行って、それぞれのいろんな特性を生かしていけるような子供たちに育ててほしいという意味でも、ぜひ英語教育については柔軟な対応をしていただきたいなと思います。それと教育長さんがおっしゃるように、小中連携の中でこれからいろいろなモデルケースをつくっていただいて、徳島ならではの英語教育というのをぜひ生み出していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それともう一点が、運動会なんですけど、先般ちょっと運動会を見に行っていて、1、2、3番というのを徒競走でつけないっていうのを見たんですけども、それって今現状どういふふうに把握されてますか。

林体育健康課長

運動会におきまして、徒競走等で順位をつけていない学校があるということでございますけれども、各小学校のほうで、5人走れば1位から5位まできちんとつけている学校もございますし、1位から3位までつけて、あとは同じ番号で順位がないという学校もございますし、今委員がおっしゃられたように、つけていない学校もあるというふうにお聞きしておりますが、具体的に何校がつけていてとかというふうな校数までは調査しておりません。

岡田委員

一概にかつてのように番号をつけることっていうか、子供たちが手をつないで走ってくるというような現場ではないんですけど、1、2、3番っていうか、そういう順番づけがされる社会に出ていく子供たちの中にあって、運動会での順番づけっていうのが、私は実は非常に運動会が嫌いであったので運動会の日に雨が降ったらいいと思って、てるてる坊主を反対にしようんですけども、そういうふうな私にとっても一番走るんが速い子供たちはすごくあこがれのスーパーヒーローとして運動会の後、輝いてたんですね。その運動ができる子の輝く場所として運動会は必要であると思うし、また美術の発表会であったり、音楽の発表会であったり、いろんなそれぞれの、勉強は勉強でまたいろんなところで評価される部分があるんですけど、それ以外の子供たちが持った一人一人の個性を生かすという意味でも、ぜひぜひ特性のある子供たちの能力を生かす場所として運動会というのも、順番づけという意味で、それを一度調べていただいて、順番をつけていない背景は多分各学校によって多々あるとは思いますが、教育の一環として、徳島県の基本目標の中に、社会の一員として自立した、たくましい人づくりっていうのがありますので、たくましい人となってもらうためにもぜひ取り組みとして調べていっていただきたいなと思います。お願いしたいと思います。

それと最後のもう一点が渦潮高校なんですけれども、2月に特色選抜が行われるということで、いよいよ子供たちのほうの希望調査等が終わって、スポーツ科学科のほうにも希望者が出てきているようなんですが、このスポーツ科学科の寮の問題また下宿の確保の問題というのは、ずっとこの委員会が始まって以来議論されてきたと思うんですけども、今現状、子供たちの希望動向に合わせた下宿の確保という意味ではどういふふうな状況になっているんですか。

中村教育改革課長

ただいまの御質問の渦潮高校のスポーツ科学科の関係で、遠距離通学が難しいお子さんにつきましては、学校のほうで特色選抜の関係で面談を進めておまして、やはりその中で数名は下宿なり寮ということをお望みされているということをお聞きしております。

前に申し上げましたけれども、個人面談の際に近隣の住宅の紹介、それから徳島市内ですけど総合寄宿舎の徳島寮がございますので、そちらのほうで御希望があれば学校のほうから御紹介してあつせんするといふふうな説明を生徒なり、それから保護者の方に対しましてしてきているところでございます。今年度は初年度でございますので、来年度はまた中学校の説明会とか、そういった場でもこういった下宿ですとか、徳島寮についてのそういったあつせんを行う旨の説明は行っていきたいということで聞いております。

それから今、学校のほうで紹介しております民間の近隣のアパートの状況でございますけども、例えば2階建てで5つ程度の部屋がある一軒家でございますとか、それから1つの部屋の1K、アパート形式のもの、それからもう一つは3LDKという形で、例えばルームシェアという形で二、三人の生徒さんと一緒に住むとか、幾つかのパターンの賃貸物件を不動産屋のほうの御紹介をいただいて確保しているというような状況でございます、下宿なり寮が必要な生徒に対して、しっかりとフォローできるように学校としても取り組んでいるところでございます。

岡田委員

現状としては、6月から委員会でいろいろ言ってるのと全然というか、その答弁をずっと聞いてた現状なんですけども、その中にあって、いよいよもう2月なので、今12月なのであと2カ月半後には子供たちは試験を受けて、実際、学校が決まって入ってくるというような段階になっていて、それで民間の紹介をさせていただきますというようなお話をずっとされてるんですけども、でも15歳の女の子を出す親にとってみれば、どこに住むかわからない、紹介されたところが金額的に合わなければじゃあどうしたらいいのかということになれば、渦潮高校は選択から外れていくと思うんですね。私が一番危惧するのは、行きたいけど、渦潮高校に志を持って徳島のために頑張りたい、鳴門のために鳴門の渦潮高校で頑張りたいと思って来る子供たちが、西のほうから南のほうからどんどん集まってくる学校にするのが渦潮高校のスポーツ科学科の役割であって、そのスポーツ科学科の中の1つの根っこにひっかかる安全・安心の確保というのが絶対に必要だと思います。

それでその中にあって、特に今、徳島県、地震が起こる確率が上がってきました。そして、一応鳴門市も津波が来るエリアに入ってますし、渦潮高校を新しく建て直すと言われる工業高校がある土地は埋立地であります。私、自分の近所ですのでわかるんですけど、いろんな危険を伴っている、液状化するかもしれないし、津波が2メートル来たらあそこ高さが低いからどうなるんえっていうようなエリアにありますので、その中にあって、保護者の方がその学校に子供を預けるに当たって、耐震補強ができていないマンションなりアパートなりに住ませたいということになると、やはりそれはそれなりの費用がかかってくるということが保護者の負担になってくるわけなので、結局そうすると渦潮高校に行きたかったもあきらめて、じゃあスポーツ科学科と違うけど指定がある違う学校にしようか、近くの学校にしようかというようなことになると、本来、渦潮高校のスポーツ科学科が持っている、いろんな可能性を秘めた子供たちをスポーツ科学科に呼んでほしいという、もともと趣旨から外れていくんではないかなと思います。ただそれだけの話で変わるのかっていうことになるんですけど、現実保護者の方たちの経済的な負担というのは、スポーツを続けていけるかどうかという部分で親が出せるのは限界がありますし、子供が下宿するに当たっては2世帯になっていくわけやから、親が一緒に住むのはいいかもしれませんが、そうでない場合は非常にもっともっと配慮が必要ではないかと思えます。

ずっと言っていて、まだちょっと先なのかなというような風潮であったんですけども、いざ寒くなってくると子供たちは受験態勢に入るし、将来の不安、15歳の子供たちの不安っていうのは非常に大きいものがあると思いますので、もっと真剣に検討していただきたいと思えますので、その部分についてはぜひ子供が安心して渦潮高校に来れる環境づくりっていうのをもっと整えていただきたいなと思えます。いかがでしょうか。

中村教育改革課長

鳴門渦潮高校を御希望されて入ってくる生徒さんにつきましては、当然その学校生活もそうですけれども、それ以外の例えば下宿される方、寮に入られる方の生活面での指導というものも学校側はしっかり指導していくということでお聞きしておりますので、安心して学校に来ていただけるように生徒さんなり保護者のほうへしっかりと説明してまいりたいと考えております。

岡田委員

人ごとではなくて教育委員会さんがつくる学校になりますので、教育委員会挙げての対応じゃないと、いつも聞いておりますのでっていう現場とのすごい距離を感じてしまって、鳴門の市立だったがためにいろんな弊害が生じているのはわかっておりますけども、それをクリアして県立学校としてやっていただけるっていう非常にうれしい部分があるんですけど、その中であって、本当にやっていってくれるのか一抹の不安も鳴門市民の近くの皆様方の声としては上がってきてるんですね。

この場になって今さらその話を蒸し返しても仕方がないので、もう前に進んでいかないと、50人の子たちが希望してくれてるとこの前の新聞の記事にもありましたが、希望してくれている子供たちにとって本当に誇りを持って過ごせる学校につくっていくという気概がないと、子供たちが非常にかわいそうだなっていう部分を感じられてしまいます。子供たちが本当に将来のステップとして、渦潮のスポーツ科学科に行きたいということで選んでくれてるその子供たちの志を生かしていくためにも、もっと真剣に、柔軟に、そして大胆に取り組んでいただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

中村教育改革課長

渦潮高校開校に向けましては、開校推進委員会を設けまして、県の教育委員会の教育次長をトップにいたしまして両高校の校長先生、教頭先生、それから関係する方々、それと我々教育改革課、それと関係課、そういった形で鳴門渦潮高校がしっかりと来年4月に開校できますよう取り組んでおりますので、御理解いただけたらと思います。

岡田委員

また2月に質問させてもらいますので、もう2月には多分子供たちは決まっているんですね、議会が始まるころには入試が終わって。それでは遅いと思ったので、今回が多分最後のチャンスと思って質問してますので、ぜひそのあたりを踏まえて取り組みをお願いしたいと思います。

それともう一点同じ渦潮高校なんですけど、今現状、鳴門工業高校には県外からかなりの学生が来ております。渦潮高校になったら、その県外の子供たちっていうのには入試を許可しないんでしょうか。

西浦学校政策課長

県外からの受検につきましては、基本的には保護者の方が転勤とかで一家転住で徳島のほうに来られるというふうなことで申請がございましたら受検していただくというようなことになっておりますのと、あと隣接する県境付近から特別な事情で県内の高校に通学するというふうなケースがございますけれども、そういうこ

とで基本は保護者の方が一緒に徳島のほうに来られる、一緒に生活されるということを基本に受検していただくようにしておるところでございます。

岡田委員

ありがとうございます。今現状、工業高校が鳴門市立だったときにはかなりの県外の生徒さんがおいでたようなので、今後、渦潮高校が県立になるに当たって、枠といいますか、保護者は今の県立の規定に沿った対応になるということで、そういう解釈でよろしいんですね。そうでないと今現状、野球部の枠が渦潮のスポーツ科学科で9人でしたかね。そのいろんな枠のある中に、それじゃ県内の子供が何人入れて、県外から本当に来るのかとか、来てしまうのかという疑問とか不安も実は地元の人から聞こえてきましたので、それならそのスタンスでぜひ通していただきたいなと思います。そうすると、またますます県内の子供たちがいろいろなところから集まれるような環境づくりをぜひつくっていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。終わります。

黒崎委員

岡田委員に鳴門渦潮高校のことをお話しいただいて、私も鳴門市出身の県議会議員としまして、ぜひとも先ほどの部分は真にしっかりと受けとめていただきたいと、そう思います。

きょうはこの後請願の審査がありまして、徳島県立図書館の図書費増額に関する請願というのが徳島県読書振興協会会長の山本さんのほうから出されております。これは私も、ほとんどの方が署名いたしまして紹介議員になっているというような状況でございますが、確かに予算案を見れば数年前に比べればかなり低くなっているなというふうなこともあるんですが、審査をする前に当たって一度県立図書館のことについてお話をお伺いしたいと思います。

まず1番に、県立図書館の最近の図書購入の予算額、これはどのように変化していったかというふうなものと蔵書数と利用状況、これについてまず御説明いただければと思います。

島本文化の森振興総局部長

県立図書館の当初予算におきます図書費などの資料購入費は、平成15年度から減少傾向となっておりますが、平成23年度、22年度、21年度は3,230万5,000円と、県全体の予算が厳しい中、ここ3年間は同額を確保できている状況でございます。

次に県立図書館の蔵書数とか利用状況でございますが、全国的に見るとどのような状況かという御質問ですが、県立図書館の現在の蔵書数は113万5,000冊、これは全国第7位となっております。それから、貸し出し冊数も年間約83万5,000冊、これは全国8位でございます。全国的に見ましても上位に位置するものだと考えております。また県民1人当たりを見ますと、図書購入費は全国第17位でございます。貸し出し冊数につきましては全国第2位、それから蔵書数につきましては全国第2位となるなどいずれも全国平均を大きく上回っておりまして、財政規模などを勘案すれば相当の評価が得られるのではないかと考えております。

黒崎委員

その数字の部分だけ聞けば、確かに他県に比べても見劣りしないような内容になってはおるんですが、どんな本をどのように購入していくのかっていう利用者側のニーズにどのように対応できているのか、むしろそっちのほうが大事じゃないのかなって思ったりもするんですけど、利用者側のニーズに合わせた購入というのができているのかどうなのか、あるいはできていないのならどんなことができてないのかというふうなこともあわせてお伺いします。

島本文化の森振興総局部長

県立図書館におけます資料の収集ですけれども、収集方針というのを定めておりまして、資料の収集におきましては資料の価値とか利用者の要求に十分配慮しまして県民の意向や職員の意見を反映させることとしております。各分野のバランスに配慮して基本的に収集することとしております。

その中でも、県立図書館は郷土資料とか調べものをする際の参考となる図書を優先しまして、専門性や保存価値の高いものに重点を置いて収集しております。平成 22 年度は県立図書館が備えておらないことに対して購入要望を聞くようにしておるんですけども、購入要望の冊数は平成 22 年度は 2,592 冊でございます。このうち購入できましたのは 2,318 冊で 89%のものを購入できております。

購入できなかったものはどういう本があるかという御質問ですが、今言いましたように購入要望がありました 2,592 冊のうち、購入しなかったものは 274 冊で、11%でございます。どういうものがあるかと言いますと、購入するかしないかにつきましては資料収集委員会というものに諮って決めておるんですけども、この内容につきましては、例えば短期的な経済予測の本だとか、霊能力に関するいわゆる超常現象に関するような本、それから既に同様の本をたくさん所蔵しております料理とか手芸の本などは購入できなかったということでございます。なお、漫画類とか受験参考書類などは資料の収集方針に基づきまして購入しないこととしております。

黒崎委員

専門書中心にというふうなことでもございまして、霊能力とか経済、要するに株とかそういうふうな参考の本ということですか。そういうことですか。こういうことについては御自分でどうぞお買いくださいと、おそろえくださいというようなことですよ。なるほど。

引き続きまして、図書館費の増額の要望に関して請願が出ております。これについてどのように対応なさるのか、その部分をぜひともお聞かせいただいたら。要は後の請願の審査のときにもう一度教育長のほうからお話があるかと思うんですが、この場で一度ちよとお話をお伺いできればと思います。

それと、県立図書館と各市町村にも図書館があるんですけど、その関係っていうのはどのような関係になっておるのか、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

島本文化の森振興総局部長

図書館費増額の要望に対してどのように取り組んでいくのかということでもございますが、県立図書館は文化の森に開館して以来、初期投資として図書資料を充実させてまいりました。それで相当額の図書費を投入

してきたところでございます。今申し上げましたように、県立図書館が備えるべき基本的な図書はほぼ整備できているのではないかと考えております。

一方、県財政が厳しい中で図書購入費は減る傾向にありますが、ここ3年間は同額を確保してきております。図書購入に当たりましては、図書資料の価値とか利用者の要望に十分配慮してバランスにも考慮しながら購入しておるところでございますが、この3年間予算額を維持するために安心こども基金などを活用するなど工夫してきているところでございます。さらに貸し出し希望が集中する図書の寄贈を呼びかけるベストセラー寄贈事業や企業や団体に雑誌購入費用を負担していただく雑誌スポンサー事業などを実施するなど、さまざまな工夫をしているところでございます。今後、図書購入費の予算確保に努めるとともに現在、図書館が行っている利用者へのさまざまなサービスにさらに工夫を加えまして、県民のさまざまな要望にできる限りこたえられるよう努めてまいりたいと考えております。

それともう一点、市町村図書館との役割分担がどうなっているのかという御質問をいただいております。

まず県立図書館は、県の中央図書館としまして市町村立図書館の支援とともに直接県民の利用に寄与する図書館であるという役割がございます。そこで、文芸書などのベストセラー本などは、まずは市町村図書館が備えておくべきではないかなと考えておりますが、県立図書館も今申し上げましたように、直接県民の利用に寄与している図書館でありますので、そろえておく必要があるのだろうと考えてもおります。そのため図書の購入に当たりましては各分野のバランスにも配慮しながら購入しておりますが、利用者の要望にもできる限りこたえるようにしておるところでございます。

それに加えて、県立図書館は市町村立図書館では購入しにくい、今申し上げました調べものをする際の辞書類や資料集など専門的な図書をそろえる役割があらうと思っております。現在は、ほぼそろえておくべき図書は整備できているのかなと思っております。また、県立図書館で所蔵してなくて購入できていない図書についての要望があったような場合は、県立図書館が国会図書館などから借りて利用していただくなどのサービスも行っているところでございます。

黒崎委員

御説明を聞いておると、全部できているというふうな感触があるんですが、請願の3番に、各図書館は所蔵していない図書は県立図書館から借用し貸し出すことで急場をしのいできた、1億円台から3,000万と大幅に削減されて県立図書館が所蔵せず、借用できないケースがふえ、最近各市町村図書館同士で問い合わせ、相互に融通し合っても対応できない危機的な状況になっていますというふうな書きようになっておるんですが、どういったオーダーがあるんでしょうかね。何か極端に足りないような分野の書物でもあるんでしょうか。この表現だとかなり困っているというふうな状況なんですけど、今までの御説明だとすべてのことはそろっているんだというような表現に聞こえるんですが、請願のほうではそれとは逆に非常に困っているというふうな書きようになっております。ここのところのギャップをちょっと御説明いただければと。

島本文化の森振興総局部長

請願の市町村図書館同士で問い合わせ、相互に融通し合っても対応できない危機的な状況というのがちょっと私は理解できないんですけれども、例えばかつては読書会文庫などといまして、例えば読書グルー

プの読書会に使う本をまとめて10冊とか20冊とかが購入できたようなところはございます。ただ、先ほど言いましたように、図書費が減少傾向にございますので、たくさん種類を購入するほうがいいだろうということで、そういう要望、例えば20冊まとめて買ってほしいとかいうような要望については対応できていないというところでございます。

ただ、書いてありますように県立図書館ではネットワーク図書館というのを導入しておりまして、昨年10月に導入したんですけれども、県立図書館の図書、それから各市町村立図書館にどういう図書があるかっていうのが家庭のパソコンから瞬時に検索できるようになっておりまして、それについては貸し借りができるようなシステムをこしらえておりますので、期待に沿えるようにできるだけ努力しているところではあると考えております。

黒崎委員

いずれにしても、蔵書の数もやはり図書館ですから大事だと思うんですけど、県民の利用者が今こんな蔵書が欲しい、こんな本が読みたいというようなニーズを満たしていく、そういった方向が大事なんだろうなとは思ってんですが、予算も大変厳しい状況。それとどうも今話聞きましたら、当初かなり大きな金額を投資されて蔵書をそろえられた。それ以後、厳しい予算状況になって少し規模は縮小したけれども、ここ3年間は少しずつふやしてきていると、こんな御説明だったように思うんですけど、それはそういうことですね。

(「ここ3年間は同額です」と言う者あり)

そういった条件の中から、我々は今から審査するんかなと、そう思うんですけど、教育長、今の状況をどうお考えなんですか。

福家教育長

県立図書館の図書購入費の増額の請願が出ているように承知しておりますけれども、私は若いときから城山にあった県立図書館以降、随分利用させていただいております。そのときの県立図書館の実情というのは、例えば私自身が勉強しておりました歴史系の図書に限って言いますと、ほとんど利用したい専門書がなかったという現状です。それでやむを得ず例えば徳島大学の図書館を利用させてもらったりして、何とかしのいでおったという現状ですけれども、新しく平成になって今の文化の森の図書館ができてからは、本当に専門分野の基本的なものがあそこに行くとも必ずあるという現状で、非常にすばらしい充実度だなという感じを私はずっと持っておりました。明治以降に出された、その専門の勉強するには最低限必要なというのが、大体どこの県にも1カ所には保存されていると思うんですけど、徳島県にはかつてはなかったと思います。文化の森に県立図書館が新しくできてから、それが充実できた。

後でわかったことですが、そうした基本的な図書を備えるために年間1億円にも余って図書購入費用を投入してきた。これはまさに装いを全く新たにしたい県立図書館にしたために大きな出費投資を県がなされたんだろうというふうに、私は利用者の1人として思っておりました。それが随分と長い間継続していて、恐らく市町村図書館で本がなければ、県立図書館に行けばすぐ買ってくれたという時代が長く続いていたというふうなこともお伺いしました。そしてまた、なおかつ多数の読書振興会が読書会をするときのセットものですね、30人のグループが30人、同じ本を手にとって、同じようにそれで学習できるというふうなセットものが

また何組もかつてはそろえられとったというふうなこともお聞きました。

しかし、給与カット等をしている県の財政状況の中で、かつてのようなそういう本当にどちらかというと非常に恵まれたような状況というのが、やはり今のところはなかなか厳しいのかなど。かつてに比べますと3分の1ぐらいになってるわけですが、私が承知しているような、例えば他の予算についてもやはり3分の1ぐらいになっている例というのが非常にたくさんございまして、まさに県全体、県庁全体が一丸となって県財政の立て直しのために頑張っているさなかでございますので、請願の趣旨とちょっと違うかもわかりませんが、また別の面での県民サービスというのを充実させることによって、実質予算増に匹敵するような取り組みを今後とも続けてまいりたいというふうにご考えているところでございます。

黒崎委員

財政厳しい中で、こういった要望が出てきている。いかに対応していくかっていうのは、大変難しいことだと思うんですが、やっぱり蔵書というのは、その内容、何をどうそろえていくのか、何を求められているのか、まさにそういったところを思慮されていくんだらうなと思います。予算が少ない中で、我々もこういったことを要求するのは非常に心苦しいところもあるんですが、やはり徳島県の文化、あるいは読書、そういうものを県がしっかりと支えていくというふうなことが大事ではなからうかと、そう思います。

それとあと、徳島県内にどれぐらいの図書館があるのか、人口割りの図書館の数というのがどうなのか、その辺を教えていただければと思います。

島本文化の森振興総局部長

県内の市町村立図書館の数につきましては、24市町村のうち19市町村に市町村立図書館がございます。そのほか、公民館などに図書室という形で備えている市町村があるようにも聞いております。

黒崎委員

その19の図書館と連携ができていうふうに理解してよろしいのでしょうか。お互いに貸し借りができる、情報の交換ができるという。

島本文化の森振興総局部長

昨年の10月に導入しましたネットワーク図書館によりまして、県立図書館、それから市町村立図書館、それから県内でしたら徳島大学図書館などは、各家庭のパソコンから瞬時に蔵書検索ができるようになっております。それから、それぞれの図書館で手続きをしていただきましたら予約も入れられる。それから、県立図書館の図書でしたら、県の配送便がございますので各市町村立図書館などに県立の本を届けると、それでまた預かってきて別の市町村に届け、市町村間で貸し借りができるようなサービスを行っております。

黒崎委員

わかりました。ぜひとも苦しい中ではございますが、いい結果をお出しいただくことを心からお願い申し上げます。

図書館の話はこれぐらいにしておきまして、実は来年から渦潮高校になるんですが、市立工業高校が阿波四国の玄関撫養街道ウオークという、こういう事業をやられるということで、以前から一度私もどんなことをやられるのか見せてくださいねというお話をしておきましたら参加の許可が出ましたので一緒についていきました。

この事業は、我が国の伝統文化を尊重する教育に関する実践モデル事業というのが何年か前から国のほうであったようでして、それを引き継いでやられるというふうなことでございます。撫養街道の昔の岡崎港からとりあえず文明橋まで歩いて、それからまたちょっと撫養川沿いを北上して土佐泊に渡る渡しまで来ると。こんなルートを3時間ほどかけて30人ぐらいの生徒さんを連れて、コーナー、コーナーでまんじゅう屋さんに寄ったり、昔のはたごや、旅館に寄ったり、八十八箇所の方がたくさんお泊まりになるようなところでしたが、それとかあと昔の旧家ですね、こういったところに寄って説明を受けたり、格子戸の形状が違うのは何で違うのかなんていう説明を受けながら、私も半分楽しみながらお話を伺ってまいりました。

何を申し上げたいかと申しますと、こういった地方の文化であったり、伝統であったり、歴史であったりということを経験のときに肌で体験させるような事業って、大変重要ではなかろうかと。以前にもこういうお話を教育長さんにもさせていただきましたが、やはり高校卒業したら他県に行ってしまう、あるいは大学に行ってしまう、そのときにやっぱり徳島に帰ってこようと、人口がどんどん少なくなっている今、他県に学習に行くけれども、仕事では徳島に帰ってくると。ふるさとに対する気持ちを強固なものにしていきたいという思いがありまして、こういう歴史とか文化に対する教育をぜひとも高校生のときに集中的にやれるようなことにならんだろうかと思う気持ちがあるんですけど、それについて教育長に直接お伺いしてよろしいでしょうか。

湯浅教育文化政策課長

委員御質問のとおり、県外へ就職するなり進学するなどしました者でも、将来的に徳島に帰ってくるような子供を育てるという意味から、高校で地元の歴史や文化を学ばせることの意義は非常に大きいというふうに考えております。

委員も御参加されました鳴門工業高校の取り組みでありますけれども、平成20年、21年度に、国の事業であります伝統文化教育実践研究事業というものの指定を受けて、大谷焼や製塩、あるいは地元の伝統産業や渦潮太鼓、あるいはわんわんだこなど地域の文化についての研究に取り組みました。地場産業の伝統的な製法や歴史を学び、伝統文化に直接触れることにより、生徒たちが鳴門市地域の認識を深めることができたというような報告をいただいております。その効果を受けまして、事業終了後も、新聞で紹介がございましたように、3年生が社会科の授業で撫養街道を歩き、伝統文化や旧街道の歴史や地場産業について学ぶ取り組みを続けているというふうに聞いております。このように学校教育における文化教育は、子供たちに郷土を愛し、我が国の伝統と文化を大切にすることを養っていくことが非常に重要であるというふうに認識しております。

県教育委員会といたしましては、例えば、県から情報や資料提供を行うことによりまして、芸術文化や文化遺産に関する学習が学校の授業等において円滑に実施されるよう、またさらに、地域の指導者や団体との連携を図り、児童、生徒が地元の伝統や文化について深く学べるように支援してまいりたいというふうに考え

ております。これらのことを総合的、計画的に進める中で、徳島県教育振興計画の基本目標である「郷土に誇りを持ち、社会の一員として自立した、たくましい人づくり」の実現に努めてまいりたいというふうに考えております。

黒崎委員

本当にこれ大事なことだと思うんですよ。ぜひとも継続してこれをやっていただきたいと思います。教育長、何か一言もらえませんか。

福家教育長

少し時間をいただきますが、京都の山間部に美山町というところがございます。ここはわらぶき屋根で有名な国の重伝建地区になりまして、今は観光地になってまして、休日ともなりますと観光バスが押し寄せるような有名なところになっておりますけども、そこはかつては本当に山間部で過疎地であったと言われております。

なぜそこがそういうふうな現在のようになったかという理由を、以前に文化庁の方から教えてもらったことがあるんですけども、その村出身の者がイギリスへ留学したと。その留学先でホームステイをして、その奥さんから、あなたのふるさと、あなたはどのようにここに住んでいるのということで、非常に恥ずかしかったんだけど、家のほうでわらぶき屋根の家の写真を撮ってもらって見せたらいいんです。そしたら、ブラボーということで、物すごく褒めていただいたということで、帰ってきて、その方はカヤぶき屋根の職人になったというふうなことで、地元でそのカヤぶき屋根の集落を保存する運動を若い身でやっただと。それで保存が実現して国の重伝建になって、若い方もそこへ定着するようになったと。カヤぶき屋根の職人集団みたいなものを立ち上げて、その集落の保存につながっていったんだというふうなことをお伺いしました。

まさに私どもが自分の足元の歴史や伝統、あるいは地元のことを学ぶということは、グローバルな人材を育成することにつながっていくということです。日本人が外国へ行っても自分の国の伝統や文化、それから歴史を語れない人が多いというふうによく言われます。しかし、それでは本当の意味での国際人、グローバルな人間になれないということで、諸外国の人は必ず自分たちの歌を歌い、踊りを踊りというふうなことで、それぞれ自分の国を紹介してくれる人が多いというようなことを聞いておりますので、そういうふうなことも考えまして、私としては、ぜひ小学校、中学校、高校のそれぞれの発達段階に応じて、いろんな歴史的なものとか、あるいは文化的なものを含めての大きな意味での文化教育を学校教育の中に定着すべきだという考え方を常々持っております。かつて文化財課と言っていた課を今の教育文化政策課という名前に変えて、小学校、中学校、高校で芸術文化だけじゃなくて、歴史、伝統も合わせた文化教育というのをこれから徳島県の教育の中で実現していきたいと。

この点につきましては、多分文化教育を全面に掲げた取り組みをやっているのは、恐らくは全国的に非常に少ないと自負しておりますので、これから多少時間がかかるとは思いますけども、徐々にそういうふうな取り組みを学校で定着させていただくように、担当課にはいろんな意味でハツパをかけているところでございます。そういった意味で非常に重要視している者の1人だというふうに自負しております。

黒崎委員

ずとんと落ちる御答弁をいただいてありがとうございます。

本当に歴史とか文化とか郷土の歩んできたその文化、歴史が背骨にしっかり入った若者に育てていくために、しっかりと教育していただきたいと。我々も父親として、あるいは住民として、しっかりとそういったことに携わってまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく申し上げます。以上でございます。

三木委員

簡単にお聞きしたいんですが、終了事業の中に「船窪のオンツツジ群落」緊急調査事業というのが入っているんですが、これの調査に至った原因になる事実と調査内容、あと、どういう調査結果が出たかを教えていただけますでしょうか。

湯浅教育文化政策課長

船窪のオンツツジの調査でございますけれども、調査に至った経緯といたしましては、国の天然記念物に指定されておりますけれども、きちっとした保護管理計画が策定されていなかったというようなことがございまして、それについて委員会を立ち上げて、調査に基づいて保護管理計画を策定するという作業を現在も続けておるところでございまして、今年度中にその計画ができるというふうな段取りになっております。それで今年度で終了というような形になったものでございます。

三木委員

具体的に、現地に行って木の状態等を調べられたとか、あるいはその場所がどういう状態になってるかということを調べられたということではないのですか。

湯浅教育文政策課長

御質問の意味がはっきりわからなかったんですけど、オンツツジの生育しているところを国の天然記念物に指定した土地の範囲がございましてけれども、その周辺環境も含めて調査して、それと天然に増殖していくような形がどういふふうにしたらとれるのか、あるいは天然に密植で生えてくるオンツツジがどういふふうに生育しているのかというようなことを観察するであったり、それから実をとってきて、別のところで育てたものとの比較をしたりとか、そのオンツツジの群落全体が自然に維持されていくような仕組みをどういふふうにとっていったらいいのかということ調査し、議論していったところですよ。

三木委員

多分、保護管理計画が今までなかったということが問題になったのは、今ここの現地のほうで木が立ち枯れになったりとか倒れたりするのが結構あるんです。それが地元のほうでどないするのかという話にもなって、それが文化庁のほうに行って、そこから調査が入ったら、ここ管理計画がないぞということになったと思うんですけど、その辺も含めて、実際行かれて、専門家の方も一緒に行かれと思うんですけど、実際木がどういふ状態だったのかとか、育成環境として周りの土地がどういふ状態になっていたのかというような結果と

いうのは、ここの場で聞くようなことではないかもしれませんが、どちらかという専門は農林になるのですが、それはどんなんですか。危機的な状況といいますか、今すぐ壊滅的なというほどではないということでもよろしいのでしょうか。

湯浅教育文政策課長

現在、危機的な状況ということではないんですけれども、平成17年に大雪の年がありまして、そのときにかなりの枝が折れたというようなこともあります。生育地として指定されている中で、そのオンツツジの群落が集積しているところ、今さくで囲まれて観光地にもなっておりますけれどもその部分と、それ以外の部分にも指定地はあるんですけれども、そこではもうほとんど生えていない状態です。今群落として守られているところ以上に、もう少し広がるようなことにならないか、あるいはそれが委員おっしゃるように、だんだん枯れていってというようなことになっていかなないように保護管理していくためにはどうしたらいいかというふうなことを実生実験であったりとか、それから補植のような形で別に育てたらどうかというふうな実験を通して、全体の保護管理を図っていくという方向性を出していっている途上だというふうに御理解いただけたらと思います。

三木委員

昔聞くとところによると、何十年か前は今の面積の3倍ぐらいあったそうなんですけど、町の事業でこんな金にならないものは全部切り払ってヒノキにせえということでヒノキを植林してしまったという場所もあるそうなんですけど、今置いとつたらもうちょっと大したものになったんだろと思うんですけど、それは、その時代、時代の判断ですから仕方ないですが。

私、地元の人に聞いたんですが、何か今、中がスカスカになってる、つまり病気になつとるか、何ぞ栄養がいてないかというような状態のものもあるそうなんです、そういった病気とか環境が悪化しているような状態で非常に危険な状態なのかと思って、ちょっときょうお聞きしたんですが、そういう状態ではないということで少し安心しました。

ただ、あそこカヤが物すごい生えかかるとるんですね、全体に。それに栄養がとられてる部分もあると思うんで、去年、国ですか、県ですか、どっちかわからんのですけど全部刈っていただいたということなんで、今度、保護計画ができることになったら、それをずっと刈っていただきたいというふうにも思うんです。ただ、あの場所をよく知っている方の中には、自然のまま置いといたほうがいいという人も中にはおられるので、その辺の判断は非常に今後難しいじゃないかなという気がいたしますが、保護計画を今、策定中ということなんで、内容に関しては今お聞きしても仕方がないのでおいおいお聞きしたいと思います。

300年、400年、長いものは500年ぐらいの樹齢の木が多ございますので、なくしてしまうともう戻らないし、今、地元の小学生が植林しているというような話もありますが、植林してもできるのは三、四百年後ということになりますと何と言っているのかわかりませんので、とにかくせつかくの大切な県の宝物ですから大事になくさないようしていただけるように、よろしく願いいたします。以上です。

喜多委員

昔から国づくりは人づくりということで、我々の先代が教育にかけた思いというのは、本当にすごい思いが

あろうと思います。そういうことで、教育長初め幹部の皆さんと、そして幼小中、そして高校と、教育現場の先生方の毎日毎日の御努力に、本当にまずはいつもですけれども、心から敬意を表するものでございます。

教育って江戸時代の寺子屋から始まって400年以上、そのような歴史の中で義務教育ができて、高等教育ができてという中で、質問ですけれども、いじめということで、朝は庄野委員さんのほうから不登校ということがありましたけれども、悪いっていう意味でないんですけれども、義務教育という名のもとに何が何でも学校に行かないかんという思いがあり過ぎるといふか、もちろんそういう教育制度の中で今の日本が世界的に誇る教育国となったんですけれども、それは弊害の面が一部あるんでないかいなと思っております。義務というたら何が何でも死んでも行かないかんという思いがあって、今のこの義務教育で小学校、そして子供さんも親も皆ちょっとくらい風邪を引いても行くのが当たり前というような時代になっているのではなかろうかということをおっしゃる1人でございます。基本的にはそうではないんですけれども、そういう面もあるんでないかいなという思いがいつもしております。嫌だったら学校に行かなくていいでえと思うんですけれども、これは日本国民としては何か国賊みたいな感じになるから行かないかんという思いで、不登校があるし、そういう中でいじめがあるということになっておるのでなかろうかと思っております。

命をかけて学校に行っている子供さんもおるといふ中で、親も行かないかんという思いがあり過ぎるといふことで、こんなことを思って質問させていただきますけれども、いじめが原因による自殺ということで、最近ですけれども平成19年7月、神戸の高3の男子、20年5月が北九州市の高1の女子、21年3月の伊勢市の高1の男子、22年8月、高槻市の小3の女子、10月の桐生市の小6の女子、そして22年8月、札幌市の中2の男子、10月の防府市の中2の男子、そして23年8月と10月、そして最近の11月28日の射水市の中2の男子ということで、本当にきのうまで元気でおった子供が、いろいろな原因があろうと思いますけれども、直接にはいじめが原因で自殺したという。子供さんが自殺をするっていう思いは、もう大変なことではないかなという思いがしております。ある程度自分がわかって自殺という意味でなしに、あんまりわからん子供が、特に小学校3年生、小学校6年生なんかは本当に痛ましいというか残念というか何事にもかえがたい、とうとう命を自分の手で絶つということの本人の思いというのは、ちょっとはかり知れない面もあるんですけれども、いろいろな原因、直接にはいじめということでもあります。

その学校の対応というのは本当に千差万別で、すごく難しいと思うんですけど、今までの経過からしたら、子供さんの自殺があった場合に学校側の対応としたら、いじめはなかったということをほとんど100%まず言う。そして、その後いろいろ調査したら、やはりいじめがあったのではなかろうかと思われるという表現になって認めるということで、校長先生を初め学校の先生方の思いっていうん、どうにもできにくい中でどこまで立ち入っていいか、どこまで踏み込んでいいかという思いがある中で大変な思いと思うんです、先生方の思いっていうんは。

そういうことで、昨年度中にいじめの件数は7万5,295件ということで、これは全国ですけれども、本県におけるいじめによる自殺数は皆さんの御努力によりゼロでありますけれども、いじめの状況、対策というか、どのように御努力なされておるのかお尋ねをいたします。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま委員から、いじめの本県の現状とその対策についてという御質問をいただきました。全国で児童、

生徒が自殺し、その原因がいじめであるというふうなニュースに接するたびに大変胸の痛い思いをいたしております。その子供さんの親御さんの気持ちを考えますと本当に胸の張り裂ける思いでございます。

本県では平成22年度のいじめの認知件数といたしまして、小中高等学校合わせて408件の認知件数を数えております。21年度に比べまして40件、率にして9%減少という数字でございます。また本県1,000人当たりの件数は4.9件ということで、全国平均が5.6件でございますので、全国平均を下回っているという状況が今、本県の状況でございます。

いじめに対します基本的な考え方といたしましては、いじめは人間としては絶対に許されないと認識を学校教育全体を通じて、児童、生徒一人一人に徹底するとともに、いじめる児童、生徒に対しては、毅然とした指導が必要であると考えております。いじめ問題につきましては、各市町村教育委員会を初め各学校関係機関等が最重要課題として、その解消に向けて取り組んでおります。しかしながら、いじめの根絶には至っておらず、また大人も教師も見えにくい陰湿かつ巧妙ないじめが進行していることも懸念されております。各学校におきましては、いじめを許さない学校、学級づくりを進めるなど、いじめを起こさない日常の取り組みはもとより、いじめはどこにでも起こる、だれにでも起こるという危機意識のもと、いじめ発見チェックポイント、またいじめをなくすための対応マニュアルを活用するとともに、保護者との連携を図りながら子供たちの発する小さなサインや心の変化を見逃さず、早期発見、早期対応に努めております。

県教育委員会といたしましては、すべての小中学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童、生徒の心のケアに努めるとともに、学校現場を支援し、機会あるごとに校長会、市町村教育長会等を通じていじめの根絶に向けて強い決意を持って指導、助言を行っております。今後とも命の大切さや他人を思いやる心、規範意識や公共精神をしっかり身につけた子供たちの育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

喜多委員

続いてぜひとも頑張って、いじめによる自殺をなくしてほしいなあという強い思いがしております。

私の小さいときは、いじめっていうのは本当にほとんどなかったし、ゼロみたいだったし、もちろんそれが原因で自殺ということもゼロでありました。いろいろ社会が変わっていく中で、そういうような原因をつくった社会全体が問題であろうと思いますし、子供さんも今減っておりますけども、そういう中で自分を見失うというか、生きていけなくなるという思いが、本当に大変な中で、せっかく県の教育委員会、いじめ問題等対策企画幹、秋山先生、立派な人がおいでます。できれば、市町村なりが指導できるような体制というか、小さい学校だったら本当に教育だけでいっぱい、いじめがちょっとぐらい起こってもまあいいでえという感じにならないように、問題が起こりそうなのか起こっておるようなところに積極的に出かけていただいて、指導してほしいなと思っております。そうすることによって、小さい命が失われるということが必ずなくなるという思いは強くしておりますので、昼夜を問わず、現場に行してほしいという要望をしておきたいと思っております。

それと、最近、私、自転車で町を走っております、ここへ自転車に来るのもちよいちよいですが、毎日来たいんですけども雨が降るとか、なかなか来にくい面があるんですけど、そこで気がついたことを二、三、お願いをしておきたいと思っております。

ことしの10月25日に警察庁が公表いたしました、ちょっと物議を醸しておるのでありますけれども、自転車

総合対策についてということで、自転車が車道を走行する徹底を打ち出したということで、前からあることを改めて言ったということですが、自転車は軽車両で車道の通行が原則、基本は警察の企画総務部警察担当の企画とか、県土整備部であろうと思いますけれども、通学指導ということで、きょうちょっとお尋ねしたいと思います。

道路交通法では車道の左側端を自転車が通るということになっております。そういう中で、最近左側を通ってない自転車が非常に多い、ほとんど左側を通ってないという。場所でも、時間帯でも、行くときと帰るときにもよるとは思いますけれども、学校現場において、子供さん、特に高校生だけですけれど、高校が通学の自転車をどのように指導されておられるのか、してないか。それとももう一歩進んで、現場に行き指導しているとか、通学路というのは決まったようで決まってないところもあるんですけども、1年に一遍しかしよれへんとか、1カ月に一遍しよるとか、左側通行だけでないと思うんですけども特に左側通行による事故というのが多い中で、どのようにされているのかお尋ねいたします。

片山健康教育幹

高校生の自転車通学の御質問でございますけれども、まず、自転車は車道を左側通行するということがございますが、委員に前回のときに御指摘いただきまして、警察のほうに確認をいたしました。歩道を自転車も通れるというところについては、右側通行でも、左側通行でも構わないというふうなことでもございまして、ただ、車道については左側を通るというふうな決まりがございます。

各高等学校におきましては、年間の回数等についてはちょっと確認できておりませんが、警察のほうに学校に来ていただきまして交通安全教室を開く、それから教職員、警察が連携して街頭で指導する等の取り組みを行っております。また、高等学校には高校生が自主的な交通安全、交通マナーアップの取り組みをするために、高校生マナーアップクラブ研修会というのがございます。夏休みに毎年開催しておりますが、各学校の代表が集まりまして、そこでみずからの学校の交通ルールのマナーアップについて協議いたします。そういうところに警察が参りまして、直接高校生に講義をするなどの取り組みをして、各学校でもそれを受けて指導しております。

今回の国の方針につきましては、これも県警のほうに確認いたしましたところ、現在、県警として、どのような対応をするかというための実態調査を行っているところであるというふうに聞いております。どのようにして車道を通らせるのか、自転車も通行可の歩道をどのように活用するのかということについて、今現在、警察のほうでは協議中ということでございまして、各学校に対しましては11月に安全指導者研修会がございましたので、警察の方針等を伝えまして、自転車5則を守るということを徹底するように先日もお話をしたところでございます。

喜多委員

徳島では、特に市内ですけれども、歩道がある道路というのは少ないんですね。ほとんどないって言っているぐらいない。そして今初めて聞いたんですけど、歩道の場合は右側を通ってもいいっていうのは、何かに書いてあるんですか。それと、例えば車道ばかり行って歩道がちょっとあつたらどないするかというのを、基本的には歩道を走る場合はゆっくりとか、歩いている人に支障がないとか、道路の幅が広いとか、いろいろ

ろとあろうと思いますけれども、原則が例外になってきたら大変なことになろうと思います。

とりあえず、歩道を走ってもいいということを書いているかっていうことと、歩道の場合で右を通ってもいいということは、基本的にはやはり左を行かないかんということをやっと繰り返して悪いんですけども、学校において1年に一遍指導しよるとか、何カ月にも一遍指導しよるとかいうことを再度お尋ねいたします。

片山健康教育幹

申しわけございません。先ほどの歩道を通る際でございますが、警察のほうでも歩道は歩行者のものであると、自転車は通らせてもらっているんだという認識を持って生徒たちに指導するようにしてほしいというふうに、この前の研修会でもお話をしておりました。

それから現地での指導につきましてですけども、その点についてはちょっと年1回とか月1回とかいう現状を把握しておりません。回数は把握しておりませんが、適宜しているというふうな報告を受けております。

喜多委員

現地でなしに、学校でどんな指導をしよるか。

片山健康教育幹

失礼しました。学校のほうでは先ほど申しましたように、交通安全教室等を開催しております。昨年度の高校の報告によりますと、交通安全教育に費やした時間は平均 6.1 時間という報告を受けております。

喜多委員

しよるということで、これは何かの機会に、通学は自転車を使っておる生徒さんがほとんどっていうか、歩いてきよる生徒さんもおるんですけども、ほとんどが自転車という中で、6時間しよつたらいいんですけども、ぜひともやってほしいなあ。左側を自転車が通ってくるようになれば効果がすぐわかるので、前からちよいちよい委員会のたびに言よるんですけど、やはり変わらず 100%近くが右側通行しているという中で、だれのためでもない、自転車に乗っておる子供さんの安全のためにもやってほしいなあという思いが本当に強くしております。

交通法規を守るためにするんでなしに……(「メールもやめてくださいって言うて」と言う者あり)そういうこともあわせてこれからも、すぐにしよるかしよらんか、子供が聞いているか聞いてないかも含めてですけども、効果がすぐわかるやつですから、わかるまでやってほしいなと思っております。死んでしまったら勉強どころでないですから頑張ってほしいなあと思っております。

それと、去年からと思うんですけども、中吉野町で市民病院からちょっと西に行ったところから吉野橋までが両側の自転車専用ではないと思うんですけど、自転車通行帯で青い線をずっと引いて、専用レーンを引いて、あれはすごくわかりやすいというか、車の人も気をつけないかんということで、あんまりその上に乗っている人もいないし、自転車の人もすいすい行っております。ただその場合、今も言よつた右側通行、左側通行がありまして、右側を通つたら対向自転車と衝突するということもありますので、それもあわせて注意というか、学習してもらいたいなあという思いと、自転車に乗つたら気がつくんですけども、車道を行つてるとき

に駐車違反がよけあるんですね。そしたら駐車違反しとつたら、そのところが走れんようになるんで、車道を通っていくなってきたら本当に後ろから来た車と危ない目に遭う機会も多いということで、できましたら自転車専用レーン、青い線と、これは県土整備と思うんですけども、それと警察には駐車違反の取り締まり、特に通学時間帯の取り締まりをしてほしいということを教育委員会から警察なり県土整備のほうへ要望してほしいと思うんですけど、どうですか。

片山健康教育幹

委員お話し of 自転車専用レーンでございますが、水色の色を塗って、白のラインがありまして、進行方向も矢印がついていたように思われます。大変わかりやすいというふうに私も現地で思いました。

それから駐車違反につきましても、これまでも駐車している車をよけていて、自転車が自動車に当たったという事故も過去には報告をされてございます。委員お話しのとおり、本当に子供たちの命を守る点でも大事なことかと思われまので、今現在も警察と教育委員会の担当者が連携して、いろいろな情報交換をしておりますが、委員のお話を受けまして、今後開く予定としております担当者の連絡会でもそういうお話をしていきたいと考えております。

喜多委員

できたら継続してずっと続けてほしいなあと思うんと、連絡会の中で話をするのはもちろんのことですけども、正式に教育長名で文書でもってお願いをしてほしいなあと思いますんで、御検討をいただけたらと思います。

それと、2学期制になってもう何年かになると思うんですけども、今、小中高もですけども、多分いろいろ2学期制の学校もあるし、3学期制の学校もあるしということで、それぞれ学期制によってメリット、デメリットがあるので一概にどうこうと私もわからん面があるんですけども、日本の教育って3学期でずっときて、そのメリットも大きいんじゃないかいなという気もしますけれども。

話変わって、大学、東大を中心に秋入学っていうことも言われるような国際化の中で、2学期、3学期は小さい話かもわかりませんが、子供さんのためにどちらがいいかということを中心に考えていただきたいなという思いはいっぱいでございますけれども、県内の小中高の2学期制と3学期制の現状について、お尋ねをいたします。

西浦学校政策課長

県内の学校における2学期制あるいは3学期制の導入の状況ということについての御質問でございますけれども、市町村立の幼稚園、小中学校につきましては、2学期制を導入しているのは、鳴門市、小松島市、阿南市、美馬市の4市が導入しておりますところでございます。学校数としましては、幼稚園で県内全学校のうち33.8%、小学校32.5%、中学校で31.4%、全体といたしましては幼小中学校で32.7%が2学期制を導入しているところでございます。公立の高等学校の全日制につきましては、本年度の状況でございますけれども35校中3校が2学期制を取り入れているところでございます。

喜多委員

最近、香川県ではいろいろと県教委の中で検討した結果、やはり3学期制がいいのでなかろうかということで、県教委の名でそれぞれに指導っていうか、要望したということを聞いております。

もちろん学校独自のやり方でばらばらでもいいんですけれども、できたら県内はできるだけ転校とかそんな関係もあつたりで、子供さんにとってそれがいいという判断ができた場合は、ぜひとも統一するんがいいか悪いかわからんですけれども、これも強制でなしに指導ということで相談してもらうような機会があつたらいいんでないんかいなということをおきたいと思います。

それと話が変わりますが、防災ですけれども、県教育委員会から学校と地域社会が連携して行う防災教育の実践事例集、地域をつなぐ防災教育ということで、その中に1つだけ、あとはそれでいいんですけれども、防災ずきんをつくって配るといふことがあるらしいんですけれども、私ちょっと勉強不足で見ておりませんけれども、あるかないかお尋ねします。

片山教育健康幹

防災ずきんが各学校にあるかどうかという御質問……(「書いてあるかどうか」と言う者あり)失礼いたしました。地域をつなぐ防災教育には、その取り組みについて書いてございます。申しわけございませんでした。

喜多委員

申しわけないことないんです。何もなしより防災ずきんが意識の改革にもなるし、いいということであつて、もちろんそれ一生懸命つくって子供の安全のために配るといふことに取り組んだことが事例集に載つとるついで、現実もやっておるといふことでありますけど、この間、テレビで実験しておりました。見た方もあるかもわかりませんが、防災ずきんの衝撃実験と座布団の実験とか、週刊誌5冊とか10冊とかの実験とか、もう一つは、ショーケースというか、かばんの中にパソコンをはめてその衝撃実験とか、もちろん究極というか、一番大事なヘルメットということで実験しておまして、たくさんの専門家による衝撃実験をしておまして、落ちてきた場合に頭に与える衝撃が、どれが多くてどれが少ないかいうことで実験しておりました。その中で、座布団とか、防災ずきんとか、週刊誌とかそんなんはゼロに等しいと。衝撃を和らげる効果が一つもないということで、パソコンの場合は完全ではないのですがほどほどにあると。ヘルメットだけは100%というか、おもちゃは別ですけど、普通の専門のヘルメットの場合は100%、そのほとんどの衝撃に耐えられるということで、もちろん例外はあろうと思つても、巨大なコンクリート塀が倒壊したときは別ですけども、ほとんどヘルメットで衝撃を防げるということの実験をしておりました。それを見たときに改めて大事なあということをおもつてました。それについてどう思いますか。

片山健康教育幹

防災ずきんにつきましては、みずから命を守るために特に初期の段階で防災ずきんをかぶるとか、机の下に身を隠すなどという取り組みの中で、児童、生徒も作成できると、そして地域の人と一緒につくと、そういった防災教育という面につきまして考えましてもその取り組みを載せているところでございます。

委員お話しのとおり、ヘルメットのことでございますけれども、今現在もヘルメットを活用して避難訓練に取

り組んでいる学校もあるところがございます。

県教育委員会といたしましては、今後とも児童、生徒がみずからの命を自分で守ることが大変大事になってまいりますので、そういった避難訓練の中で、ヘルメットの利用も含めて頭を守る、子供たちの命を守るという有効な方策について考えていきたいと思っております。

喜多委員

できれば徳島県の学校全部にヘルメットを何らかの方法で設置するようなことを検討してほしいなあということをお願いしたいと思います。御存じのとおり、防災専門官、隣でおりますけれども、87%の確率で三連動、南海地震が起こると言われております。あすかもわからない中で、一番命を守る近道は防災のヘルメットだろうと思いますので、積極的にこれから取り組むように要望しておきたいと思っております。

次に、高校生の就職内定率が、非常に県内の企業も難しいという厳しい状況の中で、9月末で51.4%ということでありましたけれども、今、就職希望者、多少変わっていると思っておりますけれども、1,540人のうち792人、県内の希望者が1,213人、そしてその中で現在どのような状況になっておりますでしょうか。

西浦学校政策課長

県内の高校生の就職の内定状況についての御質問でございますけれども、今年度の状況を申しますと、今年度の求人につきましては、昨年度より10月の段階で7.6%増ということで求人は増加しておる状況でございます。これは大手の製造業での大幅な増員でございますとか、これまで求人を控えていた事業所からの求人などが出てきた効果が出ておるものと考えられますけれども、一方で就職の希望者数が昨年度より15.4%ふえるという、就職希望の高校生が昨年度よりふえておるというような状況がございます。人数で申しますと、10月末の段階で206人、先ほど申しました15.4%ふえているというふうなことで、求人はふえたけれども、それを上回って就職したいという高校生がふえておるということがございます。

内定者数で申しますと、10月末段階で昨年度より129人多い1,088人が内定しておるということで、13.5%昨年よりも内定者数としてはふえておるんですけども、希望者数がふえた関係で、全体の内定率としましては、昨年の同時期よりも徳島労働局の調べで1.2ポイント下がり、10月末段階は昨年度は71.7%でございましたけれども、本年度の10月末段階は70.5%、1.2ポイント減っておるというような状況がございます。

昨年度も10月末段階は71.7%でございましたけれども、その後さまざまな取り組みを行いまして、昨年度の場合ですと12月末段階で82.9%、2月末で94.4%、3月末では98.2%、公務員も含む文部科学省調査の3月末では98.3%と過去10年間では最も高い値というのが昨年度の状況でございましたので、今年度も10月末段階では70.5%という状況でございますが、昨年度に続いて同様な取り組みを進めることによりまして、1人でも多く就職内定が決まり卒業していけるようにしてまいりたいと考えておるところでございます。

喜多委員

これからもまだ3カ月、4カ月、多くのそれぞれの団体と一緒にあって、就職100%を目指して頑張ってもらいたいと要望しておきたいと思っております。

最後に学校献血についてお尋ねをいたします。

献血は16歳からできるということで、去年かおとしから400ミリリットルもできるということで、全国の高校生にも献血のお願いに日赤から行っておるということです。ちょっと見てみますと4月から8月までの間に東京で400人、埼玉で400人、愛知で400人弱ということで、年間これでいくと1万3,000人ぐらいということらしいんです。そして、17歳の男子100人以上は静岡、栃木、茨城県ということで、ゼロが三重、滋賀、京都、大阪、奈良、鳥取、岡山、高知、佐賀、熊本で、全体的には23.4%という実施率ということでございます。学校によったら生徒さんが体調を崩すとか、時間が削られるということで敬遠している例が多いという中で、1989年では全国で約5,000校の中で70%の3,500校、2010年では1,100校ぐらいが協力しておるということでありましてけれども、本県の状況はどうなっておりますか。

片山健康教育幹

高校生の献血についての御質問でございますが、平成17年度までは学校のほうで200ミリリットルの献血をしておりました。そのときにはほとんどの高校で実施されておりましたが、医療現場のほうで、やはり400ミリリットルの血液製剤の需要が多いということから、平成19年8月から保健福祉部局のほうから高校生での献血は休止するというでとまっておりました。そのため本県ではずっと少ない状況であったわけです。

しかしながら、本年4月から17歳男子に限り400ミリリットルの献血が可能となる法改正を受けましたので、この仕組みにつきまして高等学校の校長会のほうに保健福祉部局が説明に参ったところでございます。現状といたしましては、今先ほどゼロのほうに本県は入ってございませんでしたが、今現段階で阿南高専が実施したそうです。県立学校については1校検討しているというふうな報告を受けております。

喜多委員

最後もう時間がございませんで、高校生であろうが、大学生であろうが、一般であろうが、献血というのは本当に本人の自由な意思に基づいて献血すべきであろうと思っております。まかり間違っても学校に献血車が来て、さあ、みんな行けよというようなことはやはり慎重というか、慎むべきでないんかいなということだけ、今の方針で最高でないんかいなと思っておりますので、慎重に取り扱っていただきたいなあということを要望して終わります。

岸本委員長

ほかに質疑はございませんか。

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第10号、議案第37号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表をごらんください。

初めに、請願第1号の2、ひとりひとりを大切にすゆきとどいた教育についてを審査いたします。継続分でございます。

本件について、理事者の説明を求めます。

福家教育長

①小学校1・2・3年生、中学校1年生に続き、小学校4年生でも早急に35人学級を実現することにつきましては、学校の抱える課題が多様化、複雑化し、学校の管理運営や外部対応にかかわる業務が増大している中、これからの学校教育においては、子供たちが生き生きとした学校生活を送り、心豊かに成長していくために、一人一人に行き届いたきめ細やかな指導を今まで以上に推進していくことが重要であると考えております。

小学校一、二年生は学校生活にふなれであり、以後の学校生活に対する影響が非常に大きいことから、本県におきましては35人を上限とする少人数学級編制を平成16年度入学生から導入し、平成17年度から完全実施するとともに、平成20年度からは複数の小学校からの入学や教科担任制への移行などにより学習、生活環境が大きく変化する中学校1年生を対象として加え、着実に推進を図ってまいりました。

一方、国において小学校1年生の学級編制基準を35人へ引き下げを行ったことを受け、本県といたしましても、平成23年度より教育課程に社会科、理科、総合的な学習の時間など新たな教科が加わり授業時数が増加する小学校3年生にまで35人学級を拡大しております。

県教育委員会といたしましては、35人学級の対象学年の検討も含め、今後とも本県児童、生徒の実態に応じた、一人一人に行き届いたきめ細やかな指導のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

②各市町村の小・中学校の校舎耐震化に対し、県として十分な財政措置をすることにつきましては、公立小中学校施設の耐震化は、設置者である市町村が国からの補助を受けて計画的に取り組んでおり、県下公立小中学校施設の耐震化率は、平成21年度末の約65%から大きく進捗し、平成22年度末では約77%となりました。

国ではこれまでも、耐震化に係る補助制度の拡充や地方財政措置、起債充当率、交付税算入率の拡大、大規模な補正予算等によって市町村の要望に対応しているところですが、県といたしましては、国に対してさらなる補助制度の拡充や予算の確保について重点的に要望を行ってきたところであります。その結果、国においても地震の際に倒壊等の危険性の高いIs値が0.3未満の施設について国庫補助率のかさ上げを5年間延長する措置が東日本大震災直後の3月18日に成立するとともに、平成23年度につきましても当初予算に加え、第1次補正予算及び第3次補正予算により対応されました。

一方、県も市町村と同様に県立学校の設置者として、平成27年度末の県立高校の耐震化率100%を目指して取り組んでいる中で、国の法改正で補助率のかき上げ対象とならない小中学校施設に対する県独自の補助制度を平成20年度に創設し、今年度から平成27年度までの5年間制度の延長を図るなど、現時点において可能な限りの支援を行っているところです。

③就学援助の拡充や給付制の奨学金制度を創設することにつきましては、就学援助制度は、経済的理由によって就学が困難な小中学校の児童、生徒の保護者に対して、国の補助を受けて市町村が主体となり、学用品費や修学旅行費などの援助を行うものであります。平成22年度から要保護児童、生徒に対する就学援助について、新たにクラブ活動費や生徒会費などが国庫補助の対象につけ加えられておりますが、このことにつきましては、市町村教育委員会に対し国からの通知を速やかに連絡しているところでございます。

また、給付制の奨学金制度の創設につきましては、公立高等学校の授業料無償化によりまして授業料の負担は軽減されましたが、入学金や学用品などの経費の負担は残っております。このため、全国都道府県教育長協議会から文部科学大臣に対して、経済的理由により修学が困難な生徒を対象とする給付型奨学金等の制度を創設することを要望してきたところです。

④小・中学校の給食費無償化を国にはたらきかけることにつきましては、成長期にある児童、生徒が食に関する正しい理解と適切な判断力を養い、正しい食事のあり方を体得するとともに、食事を通して好ましい人間関係を育成するために学校給食の充実と普及を図ることは大変重要であると考えております。

また、国においても学校給食は各学校における教育目標を実現するための重要な役割を果たすものであり、学校における食育の推進に高い教育的効果が期待できる生きた教材として、積極的な活用を進めているところです。

学校給食法では、調理のための施設設備に要する経費や調理員の人件費等については、学校給食の実施者である市町村が負担し、食材費などそれ以外の学校給食に要する経費については、保護者が負担することとなっております。また、経済的理由により就学が困難であると認められる児童、生徒の保護者に対して、国及び市町村が学校給食費を援助する制度が定められています。

県教育委員会といたしましては、今後とも安全で安心な学校給食が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

⑤定時制課程の募集目標数(定員)を増やすことにつきましては、定時制課程は働きながら学ぶ生徒に加え、中途退学や不登校により新たな学習の場を求めている生徒や生活スタイルに合わせて自主的に学びたい生徒など、多様な生徒の教育を行う役割を担っており、県下に6校設置されているところであります。

募集目標数につきましては、これまでの受検者数や入学実績などを考慮し設定しているところであり、定時制課程の受検状況を見てみますと、近年、一般選抜におきましては、募集目標数に対し受検者数が下回っている状況であります。

県教育委員会といたしましては、過去の入学実績や生徒数の増減などを踏まえながら、適切な募集目標の設定に努めているところであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

岸本委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりでございます。

本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

庄野委員

前回は理由を述べたんですけれども、①から④までが採択、⑤が継続という立場で私どもはお願いしたいと思えます。

森本委員

前回は言ったので同じことなんですけど、少人数学級そのものの効用というのが私もまだ見えておりません。そしてその中で、非常に制度が硬直化しているのが、例えば35人以下の子供がいたら1クラス、36人おったら18人学級が2つできる。市内の中心部の助任とか千松とか城東とか、こうしたマンモス校を除いたら、地方のほうの学級の実態というのは、現実に35人学級と言いながら、10人台の学級というのがたくさんある。こうしたところを、やっぱり何々学級という制度自体が私はおかしいと思うし、もう少し柔軟に運営したほうがいいんじゃないかなと。

なぜ36人がだめなのかなと思うわけ。36人おったらどうして18人の2クラスできるのかなあ、先生がどうしてそこへ2人も要るようになるのかなあ、それはもうほとんどの一般の方が思っていることでね、35人は35人学級だから36人になったら18人ができるんですか。これ新学期になったら一喜一憂していますよ、どの学校でも。1クラスふえたわ、よかったとかね。こういうばかな硬直した制度をそのままこういうところに出して議論すること自体おかしいと思えます。

それと④番、恵まれにくいとか厳しい家庭について、法的に給食費の免除の制度がきちっとあるはずであります。苦しい中で受益者負担というのは、この国で当たり前のことだし、何でもかんでも皆ただにせえという、こういう意見書自体が私は理解できませんので、①と④は不採決でお願いいたします。

あとは継続で。

岸本委員長

それでは、御意見をいただきましたので採決に入ります。

まず、請願第1号の2のうち、御意見が分かれています①と④について先にお諮りし、その後、②、③について、最後に⑤という3段階でいきたいというふうに思います。

それでは、請願1号の2のうち、①小学校1・2・3年生、中学校1年生に続き、小学校4年生でも早急に35人学級を実現すること及び④小・中学校の給食費無償化を国にはたらきかけることについては、継続審査とすべきとの御意見がありますので、まず継続審査について起立により採決いたします。

お諮りします。

継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号の2のうち、②各市町村の小・中学校の校舎耐震化に対し、県として十分な財政措置をすること及び③就学援助の拡充や給付制の奨学金制度を創設することについては、継続審査とすべきとの御意見がありますので、まず継続審査について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号2のうち、⑤定時制課程の募集目標数を増やすことについては、継続審査とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第18号、徳島県立図書館の図書費増額についてを審査いたします。

本件について理事者の説明ですが、先ほど黒崎委員のほうから質疑がありましたけれども、追加ということでしたら理事者の説明を求めます。

福家教育長

文化の森総合公園にあります県立図書館は、蔵書数は約113万5,000冊で全国第7位、年間貸出数は約83万5,000冊で全国第8位であり、全国的に見ましても上位に位置づけられる状況にあります。また、県民1人当たりの図書購入費は全国第17位となっております。

県立図書館では文化の森での開館に伴い、調べものをする際、必要となる専門書や辞典類などを初めとした県立図書館が備えるべき各分野の専門的図書に重点を置き、初期投資として相当額の図書購入費を投入してまいりました。現在は県立図書館として所蔵すべき基本的な図書は、ほぼ整備できたのではないかと考えているところです。

一方、県財政を取り巻く厳しい状況は、県立図書館の図書購入予算にも影響が及んでおり、当初予算における図書購入費は平成15年度から減少傾向になっておりますが、平成21年度から本年度までは他の予算額が減額となる中、3,230万5,000円を維持している状況でございます。

図書の購入に当たっては、資料の価値や利用者の要望に十分配慮し、各分野のバランスにも考慮しながら行っておりますが、予算額を維持するために図書購入の財源に安心こども基金を活用するほかに、とくしま“トクトク”事業の一環として、貸し出し希望が集中する図書の寄贈を呼びかけるベストセラー寄贈事業や企業や団体に雑誌購入費用を負担していただく雑誌スポンサー事業を実施するなどさまざまな工夫をしております。また、多様な県民ニーズに対応するため、就職活動に役立つ図書をそろえた仕事応援コーナーや

子育てに関する資料を集めた子育て支援図書コーナーの設置、放送大学と連携して貸し出しの多い分野に関する講演会を開催する「まなびの森」事業などの取り組みも行ってまいります。

さらに昨年10月には、国の交付金を活用し、県民サービスの飛躍的向上を目指して、県立図書館を中核とするくしまネットワーク図書館システムをスタートさせました。このシステムにより、具体的には、家庭のパソコンから県内の公立図書館や徳島大学図書館などの蔵書が瞬時に検索できるとともに、県立図書館の蔵書がインターネットで予約でき、市町村立図書館で予約した図書は、その図書館で受け取ることができるようになりました。このネットワーク図書館システムにつきましては、県立図書館を初め県内の各図書館が保有する図書が効率的に利用されるよう、引き続き広く周知に努めてまいります。

県教育委員会といたしましては、今後とも図書購入の予算確保に努めるとともに、県民や市町村の多様な要望にできる限りこたえられるよう運営にさらなる工夫を凝らし、県立図書館の役割を十分果たしてまいりたいと考えております。

以上です。

岸本委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしますか。

西沢委員

図書費を増額することにつきましては、私も請願としては十分理解できますが、ただいまありました県財政が厳しさを増す中、また喫緊の課題が山積するという状況では難しいところもあると思われま。したがって、継続もやむなしというふうに思います。

しかし、今後とも予算編成が厳しい中でも、引き続き予算の確保に努めていただくことはもちろんですが、県民のニーズの高い子育てや雇用についての情報提供の充実、それからベストセラーの寄贈をしていくなど、県民の理解と協力によって補える部分をさらに充実してほしいと思います。また、先ほどもお話がありました、県内の各図書館の図書をより有効に効率的に利用するという事は、図書費を増額することと同等に効果があるものと思われま。ので、市町村立図書館との連携やネットワーク図書館システムの充実に今後ともしっかり取り組んでいただけたらと思います。

こういうことを踏まえまして、継続というふうにしていただきたいと思います。

庄野委員

状況はわかりましたけれども、私も何度も請願者の方の話をお聞きしたりしております。そして理解して署名しております。

図書を充実させていくということは、県民生活をしていく上での非常に大きな力になろうかと思われま。各市町村の皆さんや、また図書を借りておられる方は、県立図書館の充実、強化っていうものをすごい望んでるなあというふうに感じました。厳しい予算の中ではありますけれども、議員としての立場からもっと頑張っ

くれと、本当に無駄をどんどん削りながらでも積極的に県民のニーズに応じた蔵書を確保していくべきだという観点から、状況は理解できますけれども、私は採択ということをお願いしたいと思います。

岸本委員長

それでは、意見が分かれたので起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第 19 号、県西部の県立高等学校への看護師課程の設置についてを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

福家教育長

県西部におきましては生徒数が急激に減少しており、今後もその傾向が続くことが予測されておるほか、実習受け入れ可能となる病院が少ない上に広く分散している状況にあります。このようなことから、一定の進学希望者の確保、母性看護学を初めとする臨地実習施設や医師などの多数の外部講師の確保、専門職員の配置や施設整備に必要な財源の確保など、越えなければならないハードルは非常に高いものとなっております。このため、高校再編を進める県西部の2つの地域協議会におきまして、こうした状況に加え県の財政状況も含め総合的に御検討をいただきましたが、看護師養成課程の設置は難しいとの旨の報告をそれぞれいただいているところであります。

また、新たに県内の2大学でも看護師養成教育が行われており、今後、看護師の供給増が見込まれますとともに、保健福祉部におきましても修学資金貸付事業の拡充など県内定着率の向上に向けた取り組みが進められていることから、今後、このような状況を慎重に見きわめる必要があると考えております。

以上です。

岸本委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第 20 号、国の教育政策における財政的支援についてを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

福家教育長

続きまして、請願第 20 号でございます。

①人材確保法の趣旨を尊重し、優れた教職員を確保するために、教育専門職としてふさわしい給与・待遇改善を図ることにつきましては、いわゆる人材確保法は、教育職員の給与を一般の公務員より優遇することを定め、教育職員にすぐれた人材を確保し、もって義務教育水準の維持向上を図ることを目的に制定されたものでございます。

教育職員の給与等につきましては、平成 19 年 3 月の中央教育審議会答申「今後の教員給与の在り方について」の中で、今後も教員に優秀な人材を確保するという人材確保法の精神は維持しつつ、メリハリをつけた教員給与体系を構築することが示されたものであります。この答申を受け、国では平成 20 年度から教員の給与等の見直しに着手し、本県におきましても、平成 20 年 4 月から全国の先頭を切って新たな職である副校長、主幹教諭、指導教諭を設置するとともに、平成 20 年 10 月からは部活動手当を含む特殊業務手当の

増額を行う一方、平成 21 年 1 月以降、義務教育等教員特別手当及び給料の調整額の縮減を段階的に実施してきております。

②義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、国が必要な財政的支援を行い、地域間の格差を生じさせないことにつきましては、国からの財政的支援といたしましては、教科書の無償給与、図書費・教材費の地方交付税措置などの形で支援を受けておりますが、小学校、中学校並びに特別支援学校の義務制に係る教職員の給与等に対し、国が一定の割合を負担する義務教育費国庫負担制度につきましては、平成 18 年度から国の負担比率が2分の1から3分の1へと引き下げられております。

③今日的な教育課題に対応するため、公立義務教育諸学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ることにつきましては、国におきましては、教員が子供と向き合う時間の確保による質の高い教育の実現を急務とし、今年度より小学校1年生の学級編制基準を 35 人に引き下げたところであり、さらに、その対象を来年度から小学校2年生にまで拡大するために平成 24 年度予算要求が行われているところであります。

以上でございます。

岸本委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

それでは、本件については採択とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は採択とすべきものと決定いたしました。

ここで各委員にお諮りいたします。

ただいま採択とすべきものと決定いたしました請願第 20 号、国の教育政策における財政的支援については、この文面の中にもありますが、国に対して意見書を提出願いたいとのことであります。

この際、徳島県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定に基づき、文教厚生委員長名で意見書案を議長あて提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

意見書の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、文案は正副委員長に御一任願います。

これをもって、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第 1 号の 2①②③④、請願第 18 号、請願第 19 号

継続審査とすべきもの(簡易採決)

請願第 1 号の 2⑤

採択とすべきもの(簡易採決)

請願第 20 号

以上で、教育委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査をすることにし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。(15時26分)